

○令和8年3月12日（木）

開議 午前10時00分

散会 午後4時42分

○出席委員（13名）

委員長	江川あや
副委員長	皆川ゆきたけ
委員	いしかわまさき
委員	駒木おさみ
委員	石川まさゆき
委員	まじま隆英
委員	高橋紀博

委員	高木ひろたか
委員	能登谷繁
委員	金谷美奈子
委員	高花えいこ
委員	安田佳正
委員	杉山允孝

○オンライン出席委員（1名）

委員	あべなお
----	------

○欠席委員（1名）

委員	小林ゆうき
----	-------

○出席議員（1名）

議長	福居秀雄
----	------

○説明員

副市長	梶井正将
総合政策部長	熊谷好規
総合政策部次長	高橋慶太
総合政策部次長	小澤直樹
総合政策部政策調整課主幹	狩野大助
総合政策部政策調整課主幹	菊地一人
総合政策部財政課主幹	今田秀人
総合政策部公立大学課長	鈴木三千仁
行財政改革推進部長	浅利豪
行財政改革推進部行政改革課長	梶山朋宏
地域振興部長	三宅智彦

地域振興部次長	板谷一希
地域振興部次長	佐瀬勝明
地域振興部都市計画課主幹	原智之
地域振興部交通空港課長	松本学
地域振興部交通空港課主幹	石川貴康
総務部長	土岐尚義
総務部次長	八木治樹
総務部管財課長	河原由幸
総務部人事課コンプライアンス担当課長	村椿慎一
総務部人事課主幹	橋本敦

○事務局出席職員

議 会 事 務 局 長	稲 田 俊 幸	議 事 調 査 課 主 査	長 谷 川 香 織
議 事 調 査 課 長 補 佐	浅 海 雅 俊	議 事 調 査 課 書 記	朝 倉 あ ゆ み
議 事 調 査 課 主 査	佐 藤 友 紀	議 事 調 査 課 会 計 年 度 任 用 職 員	河 合 理 子

○江川委員長 ただいまから、予算等審査特別委員会総務経済建設分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、ただいまのところ13名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に、あべ委員から遅れる旨の、小林委員から欠席する旨の届出があります。

それでは、昨日に引き続き、議案第14号の分担部分のうち総務常任委員会所管分、議案第17号、議案第25号ないし議案第29号及び議案第40号の以上8件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○高木委員 おはようございます。

それでは、私の出番ですが、今回、1人100分、前半、後半を合わせて200分ということで、非常に時間もたっぷりいただいていますので、少し余談の話をさせていただきたいなと思っています。

皆さんから、よく、今日は何の日っていうシリーズじゃないんですが、またやるんですかと言われるんですけども、今日は、ここ最近で非常にびっくりしたことということについてちょっとお話ししたいなと思っています。

何かというと、僕は、もう11年、12年ぐらい前かな、似顔絵をプロの方に描いてもらいました。非常に似ているんです。気に入っていて、いろんな僕の市議会レポートとか、そういうところにもよく使わせていただいたんですけども、非常に似ていると。ただ、10年以上前だから、しゅっとしていそうですね、顔が。頭も、当時は黒く、今は真っ白になった。いやあ、すごく似ているし、気に入っているけども、ちょっと今と違うよなということで、もう一回つくり直そうかな、描いてもらおうかなと思っても、当時の描いていただいた方はもういないので、どうしようかなと思って、その絵をAIに読み込ませて、ちょっと白髪にしてください、そして、ちょっとふっくらさせてください、顎下にちょっとひげを生やしてくださいということで指示を与えたら、ほんの十何秒でぱっと出来上がるんですね。それがまた、すごく似ているんですよ。おおっ、すごいなと。

うちの会派の中で見ていたら、「いやあ、高木さん、もうちょっと太いほうがいいよ」と言ってもうちょっと太らせてくださいと言ったら、ぼそっという形になって、これはちょっと、こうならないようにちょっと痩せなきゃいけないなというふうに思うぐらいになったんですけども、いずれにしても、本当に似ているなと。それをフェイスブックで出したりして、皆川副委員長も「いいね!」をしてくれて、非常に似ているなと思うんですけども、本当に、そういう部分で言うと今のAIってすごいなあというふうに思っています。

もし画像が見たかったら、ぜひフェイスブックに友達申請していただければと思いますが、いずれにしても、今こういう時代になってきて、AIの力というか、そういったものをいかにして活用していくのか、行政の中でも活用していくことによって効率化が図れるし、職員も職務が軽減されて、また別の部分に使えるという部分で言うと、非常に、AIをこれから活用していかないとけないし、そういう時代に入ってきたなと思うんですけど、その一方で、今、優秀な人材というか、ど

んな人材が必要なのかなというふうに考えたときには、やはり、人間性というか、温かみがあってというような、次は人間性が逆に重要視されてくる時代なのかなというふうに非常に感じて、AIの力は必要だけでも、ますます人間味あふれるという部分が重要になってくるのかなということをお伝えして、まず、人材確保ということで質疑をさせていただきたいなというふうに思っております。

総務部の人事課のほうになるんですが、いずれにしても、代表質問でもさせていただきました。今の時代の中で、人材確保は非常に重要な課題になってきている。例えば、生命保険会社は、本当に、大手4社では大幅な賃上げをして、なおかつ待遇も改善して人材を集めようというような動きになってきている、そういった様々な工夫が民間のほうでもされております。

本市についても、この間、優秀な人材確保に向けて、様々、職員の採用プロモーション費などとか、いろいろ取組を行っているというふうに思いますが、まず、その人材確保に関する予算の概要についてお聞かせいただきたいと思います。

○橋本総務部人事課主幹 本市の人材確保に関連する予算としましては、人事課が所管する3つの事業費に分かれております。いずれも2款1項2目で、1つ目は、人事管理費のうち、採用試験の諸経費のほか、大学等の説明会参加費、ノベルティー作成費などで251万8千円、2つ目は、職員活性化推進費のうち、人材マネジメントシステムの導入経費で1千485万円、3つ目は、職員採用プロモーション費において、合同企業説明会への出展費と大学へのデジタルサイネージ費を合わせて66万7千円となっております。

○高木委員 今、3点について御説明をいただきました。

1点目と3点目は、この間の継続の部分かなと。2つ目の部分で、職員活性化推進費の人材マネジメントシステム1千485万円ということで、今、答弁をいただきました。

昨日、高橋紀博委員もこれに関して質疑をしておりましたけども、非常に聞き慣れない名称で、導入経費も1千485万円ですから、相当破格な金額だなというふうに思っております。

このシステムについて、ある意味、昨日の部分では、職員の研修というか、そういった部分の答弁があったんですが、このシステムが人材確保という観点からこういった部分の役割を果たしていくのかということについて、お聞かせいただきたいと思います。

○橋本総務部人事課主幹 人材マネジメントシステムは、職員の様々な情報を一元化し、人材育成や職員配置等に役立てるものであります。

現在、複数の事業者が特色あるシステムを提供しておりますが、一部のシステムでは、採用管理機能を充実させて、受験者による採用情報の確認から申込み、連絡調整、ウェブ面談まで一貫してシステムで行い、合格後には、採用予定者同士の交流や入庁準備のためのeラーニングの受講機能を備えているものもある状況です。こうした機能は、受験者の事務的・心理的負担の軽減とともに、採用する自治体にとりましても、作業や情報の一体的な管理と可視化、業務の効率化に資するものとなっております。

○高木委員 このシステムは、ウェブの面談もできるよ、採用が決まった方へのフォローもできるし、業務の効率化もそういった部分では大きなメリットになるんですという答弁かなというふうに思っております。

採用の関係では、また、後ほど聞いていきたいんですが、まず、このシステムについて、入れて

いる自治体も、多分、多々あるだろう、いろんなメーカーもあるんだろうと思うんですが、そういった自治体で、どういったことで、活用事例とされているのかということのも一緒に聞かせていただきたいと思います。

○橋本総務部人事課主幹 人材マネジメントシステムの導入検討に当たりまして、活用事例を確認したところ、奈良県生駒市など複数の自治体において一連の採用業務をシステムで行っております。

直近では、採用管理機能を有していない事業者が連携可能な採用管理システムをリリースするなど、採用管理におけるシステム活用の需要は高くなっており、今後は、システムを通じて職員の人材確保の段階から育成までを一貫して取り組む自治体が増えてくるものと考えております。

○高木委員 奈良県生駒市などが採用しているよということであります。このシステムにいろんな種類があると思います。そういった部分でいくと、メーカーというか、業者というか、によってはいろいろ違いがあるだろうと。

議会のタブレットを導入するときも、サイドブックスさんから説明を受けたり、モアノートさんから説明を受けたり、また視察に行ったりしながら、最終的にはサイドブックスに決まってやったんですけども、いずれにしても、そういった中でどれにするか、非常に悩みどころだろうなと思っています。

本市にとっての人材確保にこのシステムをどのように活用するのか、そしてまた、その効果、どういった部分を期待しているのか、その点について確認をさせていただきたいと思います。

○八木総務部次長 本市としましては、システムの導入に当たり、一定の採用管理機能を有したものを想定しておりまして、今後の選定によりますが、職員の募集段階から採用、また入庁後の定着、活躍まで、職員の成長の支援に活用してまいりたいと考えております。特に、職員採用の面では、システムを介して受験者や採用予定者との関係性を構築し、入庁前のコミュニケーションを密接に図るなど、採用のミスマッチングや辞退者の防止に一定の効果を期待しているところでございます。

また、採用業務の効率化とともに、受験者、採用者、辞退者等の分析を通じて採用活動や試験の手法等の改善を重ね、受験者の増と職員数の確保につなげてまいりたいと考えております。

○高木委員 受験者とか採用予定者との関係を構築する、コミュニケーションを図って、辞退者、後ほど辞退の関係では質疑したいと思っていますが、そういった防止に期待をしているということであつたかなと思います。

今、答弁の中に業務の効率化という言葉がありました。具体的にどのような業務が軽減されているのかという部分についてもちょっと確認させていただきたいと思います。

○八木総務部次長 当該システムの導入により、採用業務では、受験者の申込みから試験の評価、また、採用予定者との提出書類の調整など、一連の作業で一体的な管理が可能となり、職員の事務の軽減とともに、面接等での紙出力の準備等に要します手間でありましてとか時間など、こういったものを削減する効果が見込まれます。

また、採用業務以外にも、人事評価や研修受講に関するこれまでのエクセル等での管理、こういったものをシステムで行い、集計や分析も容易に行えますことから、現在の集計作業、また、取りまとめの時間、労力等を削減でき、人事異動等の作業も含めて、人事業務全般での相当の負担軽減

を図ることができるものと考えております。

○高木委員 このシステムについては、採用業務だけではなくて、今、本当に作業量が多いとか、煩雑になっている事務管理という部分について効率化を図れるということが一番重要であるし、本当に、これはA Iと言うのかどうか分かりませんが、そういった部分を非常に活用しながら、業務を少しでも軽減しながら、そして、そのマンパワーは違う部分に持っていくという部分で言うと非常に重要なシステムかなと思っています。

ただ、この費用は、さっきも言っていたように、1千485万円かな、だったけども、これは、同じ額かどうかは別にして、毎年要るんですよね、大体、使うためには。多分、進化もしていくんだと思うんだけど、それだけに、非常に高額なシステムなので、やはり、本市にとって、また職員にとっても一番便利で使いやすい、活用しやすい、そういったものについて選定をしていたきたいなということは伝えておきたいというふうに思っています。

で、人材確保という部分で言うと、職員の採用の部分についてちょっと今から聞かせていただきたいと思っています。

言うまでもなく、本当に優秀な人材というのは、それぞれ、会社もそうですし、うちの市も当然で、これはもう財産だとか、宝物だというふうに思っております。そういった優秀な人材を、今、取り合っているとか、争奪戦というのが今の状況かなというふうに思っておりますが、代表質問でも言いました。黙っていても公務員は集まるという時代があったけども、今はそうではないという状況の中で、やはり、賃金面のメリットとか、労働環境をいかに改善して働きやすい環境にするのかとか、また、働きがいを見いだせるのか、そういった部分が非常に重要視されている時代なのかなというふうに思っております。

そういった中で、実際のところ、退職される方、そして新規採用職員の数という部分が、現状はどうなっているのかというふうにお聞きしたいと思っています。

現状では、職員が足りなくて、今、休んでいる方も多いいところ、繁忙期は、もう、どうしようもないとか、みんな残業して何とか乗り切っているという職場も今あるというふうに聞いておりますし、4月以降は大きな機構改革が予定されているということから、非常に、来年度の採用状況も含めて、どうなっているのかなと気になっていますが、まず、新規採用職員の募集に関わるスケジュールとか、こういうスパンで、毎年、新規採用職員の試験とかをやっていますよというような、そういったスケジュールについて聞かせていただきたいと思います。

○橋本総務部人事課主幹 職員採用の流れについて、今年4月の採用の事例で申し上げますと、昨年の1月頃に、今年3月末までの1年間で退職等により減るであろう職員数を推計し、これを基に、一定の職員数の維持を意図して募集数を決定しております。

その後、3月1日に前期日程として大卒、社会人、資格等を対象に募集数を公表し、5月から試験を実施、そして、7月から9月に合格発表を行っております。また、高卒、短大卒は、前期日程の採用状況等も踏まえまして、7月1日に募集数を公表し、9月から10月に後期日程として試験を実施、合格発表を行い、いずれも4月に職員として採用する流れとなっております。

○高木委員 資料を出していただきました。それぞれ一覧にして表を出していただいたんですが、ここの表で見ると、一番左側、R2からR6と書いていますが、年度末の減員想定数という、来年度の退職予定とか、退職だけとは限らないので減員という形になっていますが、減員する想定

数を前年度の1月から調査する。ということは、今年の1月に、もう来年の3月末で、これだけの人が辞めるとかいうのを含めて、想定を出しているよということだと思います。

そして、ここでいくと、大学の関係では3月1日ぐらいで募集数を決定して公表する。だから、今、公表されていますよね、来年の分はね。そして、5月から試験をして、7月から9月には合格発表をするんだよということだと思います。ずっとそういう流れで来ている。ただ、高校生については、ちょっと時期がずれていて、7月1日に募集の数を決めて、9月、10月で試験、合格発表の流れになっていますということだというふうに思います。

これでいくと、募集人数を決める段階で、減員数推計の段階で、1年以上先の話ですから、非常に想定するのが難しいんだろうなと思うんですけども、どのような要素を加味してその推計を出しているのか、その点について聞かせていただきたいと思います。

○橋本総務部人事課主幹 職員の減員数につきましては、その時点で減員の要素として見込まれる数値を合算して推計しております。

減員の主な要素としましては、定年退職等のうち、再任用を希望しない職員数、任期満了等で再任用を終了する職員数、過去数年の退職状況から推計した勧奨や自己都合で退職する職員数、過年度において採用と減員で差が生じた職員数などを見込んでおります。

○高木委員 4項目というか、4つの部分について説明をいただきました。

1つ目が、定年退職等のうち、再任用を希望しない職員数、今、定年延長の経過措置中ですが、60歳で定年延長しないで、そのまま退職される方もいると思うんですけども、そういった部分も含めてここに含まれているんだろうと。

ただ、1年以上前ですから、僕は、絶対、定年延長はしませんよという決断よりは、いや、多分、そのままちょっと残りますという方のほうが多いのかも分かりませんが、いずれにしても、1年以上前の段階でその調査をするという部分でいくと、判断が変わる可能性は大きいのかなと思っています。

2つ目、任期満了等で再任用を終了する職員、これは確実に数は拾えるのかな、もうそれ以上は駄目なんで拾えるのかなと。勧奨と自己都合、これは、この間の統計というか、そこから出すしかないという部分だというふうに思っていますし、最後の、過年度で採用と減員で差が生じた職員数という部分についてお聞きしたいなと思っています。

表を見たときに、最終的には右側になるんですけども、それぞれの年度での減員数、そして採用した方が、右から2番目と一番右の2段で表示されております。

パターンとしては、減った数よりも入った数のほうが多い年もあれば、入った数が少ないところもあれば、ぴったしはここにはないんだけど、パターンとしてはその3つのパターンになるのかなというふうに思っていますが、それぞれ、そういった状況のときにどういった対応をしているのか、その点について確認させていただきたいと思います。

○八木総務部次長 職員の採用数と減員数は、おおむね同数となれば前年度と同程度の職員数が維持でき、採用が多い場合には、各部局の業務でありますとか勤務状況、また前年度までの配置数等を勘案し、職員数に若干の余裕があるということも踏まえまして職員配置を行うこととなります。一方で、減員が多いといった場合には、基本的には、前年度よりも職員数が減少し、配置数を維持できない部局が生じますことから、職場の状況等に応じまして、会計年度任用職員の配置でありま

すとか兼務発令、こういったことの対応をしているところでございます。

こういった対応を通じまして、例年、増減を繰り返しながら職員数の維持、確保に努めており、近年におきましては、市立旭川病院と消防本部の職員も合わせまして3千名前後で推移をしているところでございます。

○高木委員 さっきの4項目めの部分については、前年度でもし仮に採用が相当少なかったら、次の年度で余分に採るよという意味の4項目めなのかなと思っています。

そういう部分でいくと、採用が多いときは、加配と言わないけど、長期に休んでいる方が多い職場とか、そういった部分に配置しながら、逆に言うとプラスになるんだけど、問題は少ないときですよ。会計年度任用職員さんとか兼務発令で何とか1年乗り切るんだよということで、今、答弁があったかというふうに思うんですが、この表を見るとR5、R6の2年で49人の不足が生じているんです、採用と減員数の中で。そういった部分で言うと、非常に人数的には多いんだけど、その要因というのが何かあるのかなというふうに思うので、その辺、聞かせていただきたいと思います。

○八木総務部次長 減員数の増加につきましては、想定よりも採用者が少ない状況と退職者が多い状況、この2つに主に起因しまして、令和5年度、6年度も同様の理由から減員数が増加をしているところでございます。

特に、退職数におきまして、市立旭川病院と消防本部の職員を除き、令和2年度から4年度の中途退職者の平均数、こちらのほうが大体25名であるところを、令和5年度は41名、令和6年度には53名と増加をしましたことから、結果として、当初に想定をした減員数を補うだけの人員確保に至らなかったというところでございます。

○高木委員 減員数の想定のうち、中途退職者が多かった、それが一番の大きな要因ですということであったかなと思います。令和5年度だったかな、定年延長がスタートしたのもその辺になるので、その辺でいくと、そういった部分も含めてあるのかなというふうに思っています。

今、よく耳にするのが、採用試験を受けて合格して、最終的に、3月、採用されるまでに辞退をするという方が非常に多くなったとか、そういうようなことを耳によくします。

いただいた資料を見ている限りでは、それほど増えてはいないのかなというふうには、辞退も書いてもらっているので、思いますけど、実際のところはどうかかなと。その辞退の理由というのを分かる範囲で教えていただきたいなと思います。

○橋本総務部人事課主幹 大卒で募集職種が一般行政の職員採用で申し上げますと、令和2年度から6年度における最終試験の合格者の辞退率は、令和2年度が28.1%、令和3年度が33.3%、令和4年度が37.2%、令和5年度が44.8%、令和6年度が33.3%となっており、社会人や高卒区分より比較的高い割合となっておりますことから、本市の採用試験では、辞退率の推移を勘案し、募集数より多い合格数としているところです。

辞退の主な理由としましては、国の各機関や北海道、札幌市をはじめとする他の自治体での採用が多くなっているところでもあります。

○高木委員 今、大卒の採用予定者の辞退が多いということで、今、答弁があった率でいくとほぼ横ばいなのかなというふうに思いますが、いずれにしても大卒の方が多いんだと。この表を見てもそういうふうになっています。特に、R4で行くと、募集29でたまたま51の合格を出していた

からよかったんだけど、21人が辞退をしている。結果的には30人の採用になっているよということになっていますが、いずれにしてもそういった辞退する方が多いと。辞退する理由というか、国とか札幌とか、ほかの自治体に行く方、民間に行く方も中にはいるかもしれないけども、そういった部分で多くなっているということであつたかなと思います。

ほかの自治体に行くと言われると、何か寂しいなと。旭川の魅力というか、そういう部分が劣っているというか、そういうふうになってしまっているのかなあというふうには非常に思っていますが、いずれにしても、冒頭のシステムの関係のときに、採用までの間のコミュニケーションの構築を図れるんだという部分があつたので、大体、合格してから、1年とは言わんけど、半年以上そのまま、採用までの期間があるので、そこでどういった形でつなぎ止めていくのかという部分については、システムでやっていきたいということであつたので、それは、ぜひとも力を入れて、辞退する方を少なくしていただきたいなというふうに思っております。

そして、表をもう一回見てみると、次は、高校生と短大の部分について合格者が募集よりも多くなっているというふうに思っています。これは試験をずらしていることもその要因の一つかなと思うんですが、その点についてはどういった中身なのか、聞かせていただきたいなと思います。

○八木総務部次長 高校卒業予定者の就職・採用活動時期につきましては、全国高等学校長協会や文部科学省等との協議により、例年7月に求人を開始、9月に選考開始とするスケジュールが示されております。

本市も、これを基に9月中旬に採用試験を実施しており、この時期には大卒、社会人の採用状況が一定程度確認できますことから、辞退数の動向も見据え、試験結果を踏まえた上で合格数を決定し、人員の確保に努めているところでございます。

○高木委員 日程をずらしているというのは、これは、故意的じゃなく、そういうルールというか、そういうふうに決まっている、9月から高校生の選考が始まるというふうになっているということで、時期がずれているということであつたかなと。

ただ、このずれていることによって、ある意味、大卒の試験が終わった後だから、高校生の部分でちょっと増やしたりとか、そういった調整もできていますよという答弁であつたのかなというふうに思います。

では、気になるのは、この4月以降の状況になりますが、今、3月ですので、大体、採用の数が決まっているし、減員数という部分も、どこまで決まっているのかというのはありますが、いずれにしても、辞退された方も含めて、その点について聞かせていただきたいと思います。

○八木総務部次長 令和8年4月、この4月の採用に向けましては、過去2年の減員数の増加を踏まえ、その減員も一定数加えた上で、年度末の減員数を90名と想定して採用試験を行いました。

その結果、合格者数は95名、そのうち、現時点で辞退者が23名おりますことから、既に10月に採用した6名を含めまして72名を採用する予定となっております。また、退職等による今年度末までの減員数は、現時点で既に退職または退職等の意向が確認できている職員として56名を見込んでおり、令和8年度当初におきましては、今年度当初と比較をして増加した職員数を確保できるものと考えております。

○高木委員 減員が現時点で56名、まだ、もしかしたら増える可能性もあるということで、これが確定するのは、もう極端に言ったら3月31日になるのかなという具合になります。で、採用が

72名ということで、マイナスにならず16名多くなっているよと。ただ、この2年間で49名少なかったの、そういった部分でいくと、補う部分としては十分な補いになっていないのかなというふうには思っております。

いずれにしても、定年延長という部分と再任用と、今、併用というか、経過措置中なので、非常に想定を読むのは難しいだろうし、それぞれ、いや、途中でもう辞めようかな、最後まで行かずにという方も増えてくるんだろうと思うので、2032年かな、令和14年度から本格的な65歳定年だと思うので、それまでは想定しにくいというか、状況は続くのかなと思いますけども、いずれにしても、そういうのが今回の状況であるというふうに思います。

先ほどの答弁の、足りなかった場合は会計年度任用職員さんで補って1年間乗り切るんだよということであったと思うんだけど、コロナのときのように、急遽の事業が増えて会計年度任用職員さんを増やすということがあのときあったんだけど、それは、僕は、仕方ないというか、それはいいと思うんだけど、ある意味、職員が足りなかったから会計年度任用職員さんで補ってという、便利使いと言うの、それは、僕はあんまり好ましくないなというふうに思います。会計年度任用職員さんをそのときだけ採用してというようね。だから、そういう意味でいうと、やはり、採用は、減員のほうが多くならないような状況はつくっていかないといけないというふうに思っています。

じゃ、会計年度任用職員さんも職員ですから、正職員のほうへの登用という部分について何らかの方法がないのかなあと。ただ、地方公務員法で平等取扱いの原則ということがあるので、特別扱いできないよという部分が法律で決まっていますので、簡単ではないと思うんだけど、やはり、頑張っている、特に行政で仕事をしているわけですから、即戦力になる会計年度任用職員さんもたくさんいますから、何か方法はないのかなというふうには思っているんだけど、その辺の見解があれば聞かせていただきたいと思います。

○八木総務部次長 実際に公務に従事し、経験を有する会計年度任用職員の正職員としての採用につきましては、全国的な人口減少下において人材確保の手法の一つとは考えられますけれども、委員の御指摘のとおり、職員採用は地方公務員法における平等取扱いの原則を踏まえる必要があります、本市では、社会人の採用区分において、60歳未満で、直近5年のうち職務の経験が3年以上ある方を受験の資格としております。

このため、要件を満たす会計年度任用職員の皆様は、他の就業経験を有する方と同様に、この資格等によって受験が可能ということでもありますことから、現時点では、課題とは考えておりますけれども、本市の会計年度任用職員だけを対象とする新たな採用区分の設定、こういったことも含めて、その職にあることのみを前提、また理由としましてそれを採用するということは、現状では難しいのかなというふうに考えているところでございます。

○高木委員 社会人枠で受験資格があるよ、そこで受けてもらえたらと。いずれにしても、平等取扱いの原則という部分が非常に大きなハードルだなと思いますが、そういった部分でいくと難しいのかなと思います。

ただ、表を見ても分かるように、社会人枠の募集って少ないんですよね。逆に言うと、もう少しそういった部分の門戸というか、人数を増やしていただいて、会計年度任用職員さんが正職員の試験を受けても、もしかしたら、当選というか、合格する幅をちょっとでも広くするような、そうい

った部分も含めて努力していただきたいなというふうに思っています。

いずれにしても、ずっと言っているけども、退職、減員する人と新しく入ってくる人の乖離をいかにして少なくしていくのか、それが一番大事なことだと思っていますが、今、聞くと、1年以上前から想定していくわけですから、いろんな意味で、難しいというのは理解しました。

ただ、抜本的な何か改善策というのにも必要かなというふうに思うんですけども、その点について、最後、聞かせていただきたいと思います。

○土岐総務部長 職員数につきましては、例年、減員の数を採用によって補うということで一定の職員数を確保してきている、こういったことを基本にしてございます。

このため、職員数を安定的に見通しのあるものとするためには、減員の面では、想定と実際の乖離を少なくすることや、自己都合による退職等を減らすこと、また、採用の面では、辞退者を減らすことですか、志望度が高い応募者を増やすことなど、複数の取組を重ねることが必要であるというふうに認識をしているところでございます。

こうしたことも踏まえながら、現在、フレックスタイムやテレワークなど新たな取組として、職員の生活状況に応じた働きやすい環境づくりというものも進めるとともに、採用の面においては、辞退者が比較的少ない社会人区分の募集拡大ですとか、4月採用予定者の10月の前倒し採用、合格者に対するオンラインの説明会など、減員の数や辞退の数を減らすための様々な取組を進めておりますけれども、今後は、先ほど次長から御答弁申し上げておりますけれども、人材マネジメントシステムを新たに導入させていただこうと思っておりますので、これらも活用しながら、採用した職員の成長が組織の活性化につながるよう、ミスマッチが少なく、定着、活躍が見込まれる確度の高い採用活動を併せて進めてまいりまして、公務を支え、市民サービスをしっかりと提供するための十分な職員数の確保に努めてまいります。

○高木委員 表を見たときに、応募する数がそれほど大きく減っていないので、まだまだ行政の仕事に就きたいという方が多いなというふうに、少し、安心はしました。

いずれにしても、冒頭でも言いましたけども、今、人材確保というのが、非常に、一番重要な課題だというふうに僕は思っています。今のA Iみたいに、知識とか情報とか、そういった部分を非常に活用しながらも、やはり、行政の仕事ですから、市民へのサービスを提供する仕事なので、そういった部分でいくと、温かみのある、親しみ感が持てる、人間性のある、そういった職員の採用がこれからも重要になってくるのかなと思っています。

今、採用試験にあっては面接を重要視しているというふうに聞いていますし、そういった部分でいくと、これからの旭川市の行政を担っていく人員の確保に向けては、今後も努力をしていただきたいということをお伝えして、この項については終わっていきたいと思います。

続いて、マイセンにさせていただきたいと思います。

マイセン展示事業費ということで質問していきます。

マイセンは、いろいろ、僕もインターネットで見て、マイセンと入力したら、マイルドセブンと出たから、ああ、そっか、マイセン、マイセンとよく言ったよなと思いながら、そういうこともあるなということであってちょっと思ったんですけども、昨日、高橋紀博委員が質問をされていました。その段階で何点か消化できている部分もありますので、そこは避けたいなと思っています。

まず、事業費についてですが、昨日お聞きをしました。予算額が6千256万8千円、コレクシ

ョンが約250点、旭川駅構内に常設展示を行うよと。予算の内訳としては、賃借料が547万8千円、内装工事に1千900万円、そして、企画、空間デザイン等の委託、これは、多分、どういう見せ方をするのかとか、そういった部分をプロに委託するんだろうと思うんですけども、2千860万円、あとは、人件費もろもろで949万円ということになっているというふうに聞いています。財源にしても、いろいろ助成金なり基金を活用するけども、一般財源として2千29万7千円を見込んでいますよという話だったかなというふうに思っています。

展示場所ですが、旭川駅構内ということなんですが、具体的に構内のどこなのかな、また、広さについて、どれだけのスペース、広さを持っているのかなという部分についてちょっと聞かせていただきたいと思います。

○狩野総合政策部政策調整課主幹 展示場所といたしましては、旭川駅東口付近のステーションギャラリーに隣接する場所を予定しております。展示スペースの広さにつきましては、約133平方メートルの予定となっております、なお、今年度を実施した総合庁舎2階の臨時窓口スペースの展示スペースが約64平方メートルですので、2倍以上の広さとなっております。

○高木委員 東口付近のステーションギャラリーの隣、観光物産情報センターというのがあって、その向かい側になるのかなというような、あの辺の場所だなというふうに思っています。広さは、ここの2階でやった、あのときのスペースの約2倍の大きさだと。ただ、2階のときは、約50点だったんですよね、展示数は。今回は約5倍の250点ということなので、見せ方の工夫は非常に必要だなというふうには思っていますが、その辺は、空間デザイン等を委託する業者の腕の見せどころなのかなというふうに思っています。

ランニングコストについても、昨日、答弁がありましたけども、こちらについては、ちょっと次の質疑にもつながっていくので、もう一度答弁をいただけたらなというふうに思っています。ランニングコストについてお願いします。

○狩野総合政策部政策調整課主幹 常設展示に係るランニングコストといたしましては、旭川駅内のスペースの賃借料や常駐する会計年度任用職員の人件費、その他光熱水費などの諸経費で合計1千700万円程度を見込んでおります。

○高木委員 賃借料は冒頭にもあったように547万8千円で、あとは、会計年度任用職員の人件費とかもろもろで約1千700万円という、非常にこれも大きな金額が毎年必要になってくるというふうに思っています。

では、何人の会計年度任用職員を考えているのかなと。あと、常駐する職員というのが、休憩の入替えもあると思うので、そういった部分が何人なのか。

江川委員長から言うと、もう貴重なコレクションなんで、ガードマン等の配置もないのかという部分も含めてちょっと心配な部分があるんですけども、その点についての見解があれば聞かせていただきたいと思います。

○狩野総合政策部政策調整課主幹 常駐する会計年度任用職員につきましては2名の配置としております。防犯対策として、監視カメラ等の設置も検討しているところでございます。

通常時は、これらの体制でセキュリティー体制を確保できるものと認識しておりますが、観光シーズンですとか、多くの来場者が一時的に集中する場合には、職員の増員やガードマンの配置など、柔軟に対応できるように検討していきたいと考えております。

○高木委員 さっき言った、2階では50点、今度は250点を、2倍のスペースだけでも、展示をする。その工夫がいろいろあるんだけど、やはり、見せ方によっては死角もできるし、見えない部分もある。盗難はないかもしれないけど、破損とか、いろんな意味で、そういった部分についてはカメラ等をつけるよということだけでも、気づいたときには、もうその人はいなくなっているということもあると思うので、その辺でいくとちょっと心配だなと。どういうスペースになるのか、だだっ広かったら別だけでも、やっぱり、ちょっと見せ方も工夫があると思うので、その辺は少し心配をしております。何か、その辺は、今後ちょっと検討をいただきたいなと指摘しておきたいと思っています。

旭川の駅構内ですから、市民だけではなく、観光客も含めて、また外国の方も含めて見ていただきたいということだと思いますが、そうすると、日本語だけではなく、英語、あるいは中国語とか、そういったポップというのか、説明書きというのか、案内というのか、そういった部分も必要になってくるんじゃないかなと。また、もしかしたら外国語をしゃべれる職員というのか、配置も必要になってくるんじゃないのかなというふうに思いますが、その点についてどう考えているのか、聞かせていただきたいと思います。

○狩野総合政策部政策調整課主幹 旭川駅につきましては、市内中心部に位置し、観光客を含め、国内外から多くの方々が訪れる場所であるため、本展示につきましても、多くの外国人来訪者が観賞する可能性があるものというのは認識しております。

そのため、解説パネルですとか案内表示に外国語を併記するほか、外国人対応マニュアルを整備するなど、外国人の方を含め、多くの来場者が楽しめる展示になるよう準備をしっかりと進めたいと思います。

○高木委員 そういう意味でいくと、せっかく来て、日本語が読めないとかといった部分も含めて、ならないように準備は必要かなというふうに思っています。

何せ、私も何が言いたいのかというと、昨日、高橋紀博委員からもありました。入場料を取らないのか。マイセンがかわいそうだと言ったのかな。本当にそういう部分で言うと、ただで見るものではないんじゃないのというような意見が昨日もあったと思います。

箱根にマイセンアンティーク美術館というのがあるんですね。ここは300点以上飾っているみたいだけど、1千500円です、大人が。ロコミを見ていると、マイセンの好きな方にとっては、いやあ、すばらしかったというロコミもあるけども、あまり陶器に興味のない方は、高いというようなロコミもありました。いずれにしても、その美術館を維持することも含めて1千500円という入場料を取っているというふうに僕は思っています。

ただ、本当に、うちの、市の一つの観光資源として考えているとするならば、やはり、僕は入場料を取るべきではないかなと。それも、1千700万円のランニングコストがかかるわけですから、そして、ますます、これから、もしかしたら外国語をしゃべれる職員も必要になってくるかもしれないし、そういった部分で言うと、財政状況も考えると、取るべきじゃないのかなあというふうに思っています。その際には、仮に市民割とか、そういった部分も含めて考えていかないといけないんじゃないのかなというふうには考えていますが、その点について、聞かせていただきたいと思います。

○高橋総合政策部次長 寄贈を受けましたマイセンコレクションは、世界的にも価値のある大変貴

重なものであり、市中心部の旭川駅構内に常設展示することにより、市民が世界的な文化に触れる機会を創出できることに加えまして、より多くの人を本市に呼び込む効果が見込まれるものと考えております。展示に当たりましては、市外や海外からも多くの観光客が訪れ、本市の魅力をさらに高め、地域活性化にもつながる施設となるよう、引き続き、展示空間やその内容についてしっかりと検討してまいります。

入場料につきましては、できるだけ多くの方に気軽にマイセンという世界的な文化に触れていただきたいとの考えから、現時点では無料での公開を想定しております。

一方で、委員の御指摘のとおり、ランニングコストの負担軽減も必要な視点でありますので、今後、先進事例等の調査研究を進め、入場料の導入と併せまして、市民に対する入場料徴収の在り方についても検討してまいりたいと考えております。

○高木委員 現時点では無料で考えていて、やってみた結果、もしかするとそういうこともあるかもしれないなというような感じかなというふうに思っていますが、何でもそうですが、今、内装工事とか、空間のあれとか、これから入っていくときに、初めからそういうことを想定して工事しておいたら、後々、楽なんですよ。初めは無料でやって、後からやっぱり有料にしようかと言ったときに、いろんなカウンターをつけたりとか、チケットを買う機械なのか、それとも、どうなのかとかいうことを考えて、後々、また改修工事等をするならば、僕は、初めからそういうことも想定しながらの工事をしておくべきじゃないのかなあというふうに思いますし、無料で始まって後からお金を取るとイメージもよくないんですよ、急にね、というふうにも一つ思っています。

だからといって、100円、200円とか500円となると、それだけの入場料をそのとき取るだけでは必要なランニングコストの分が出ないのかもしれないとか、非常に悩み事もあるんですが、いずれにしても、僕は、やっぱり1千700万円が毎年かかるというのであれば、一定程度、1千円とは言わないけど、500円ぐらいは取らないといけないんじゃないのかなあというふうには思っておりますが、今回は無料で行きたいということで、工事等だけでもしておいたらいいんじゃないのかなというふうに思うんだけど、その辺の考えがあればちょっと聞かせていただきたいなと思います。

○高橋総合政策部次長 現時点におきましては、無料での公開を想定しておりますため、入場料の徴収を想定した設備の整備等は予定していない状況でございます。

仮に入場料を徴収する場合、窓口での徴収や専用レジの導入など、様々な手法が考えられるところでございますが、それぞれ追加コストやオペレーションの整理等が必要となり、どのような手法とするかは慎重な検討が必要と考えております。

そのため、入場料の徴収の必要性と併せまして、徴収方法についての検討も進め、導入する場合にはスムーズに準備が行えるよう努めてまいりたいと考えております。

○高木委員 取りあえずやってみようと、どれだけの方が来てくれるかも分からんし、逆に言うと、入場料を取って来る方が少なくなるというのも、また一つ、あれかなと思うので、やはり、やってみて、そして、進めていった後、そういった部分の課題について出てきたら考えていきたいというような答弁だなというふうに思っています。

ただ、僕は、本当に無料で常設展示をするのであれば、賃借料も五百何ぼだったでしょう。市役所の本庁のどこか、2階のスペースは狭いけども、どこかそういうところでもっと展示を工夫して

やれば、今回の2階のあのフロアでただ単に並べるんじゃなく、もっと工夫するのも一つだし、そういうふうになると賃借料がかからないので、無料でもいいなと思うんだけど、場所としては駅なので、いい場所なんだけど、賃借料も大きくかかるということでいくと、あまりこの1千700万円が負担にならないようにはしてほしいなというふうには思っています。

いずれにしても、今後進めていった中で、出てきた課題について、また、そのときには議論させていただきたいなということを伝えておきたいと思います。

最後に、じゃ、これからのオープンまでのスケジュールについて確認をさせていただいて、この項については終わっていきたいと思います。

○高橋総合政策部次長 オープンに向けましては、スペース内の内装工事や会場デザインの検討、必要備品の製作など、様々な業務が必要となり、作業の進捗状況に多少前後する可能性はございますが、年度当初から早期に着手し、今年の秋頃のオープンを目標に取り組んでまいりたいと考えております。

○高木委員 それでは、オープンを楽しみにしております。

この項については終わっていきたいと思います。

続いて、財政課のほうになるんですが、まず、1つ目は、基金の運用について、随時、聞かせていただきたいなと思っております。

予算の概要の説明のときに、市長から記者会見で国債の運用について計画を進めるという話がありました。その国債の運用の具体的な内容について、まず聞かせていただきたいと思います。

○小澤総合政策部次長 近年、銀行の預金金利や国債の利率は上昇しており、市の財産である基金をより効率的に運用する必要性が高まっており、令和8年度から国債による運用を検討しております。

対象基金、運用額、運用期間につきましては、将来の基金残高や財政運営の見通しに加え、債券による中長期的な運用は新たな試みであることを踏まえ、減債基金で5億円、5年間を考えております。

○高木委員 利率の上昇もあって、基金を効果的に運用して自主財源を少しでも増やしていきたいということを目的に、5億円、5年間ということでの国債運用を進めていきたいという答弁でありました。

国債は、満期まで行くと元本が保証されていますので、満期まで行くと元本割れをすることはないという部分でいくと、自治体的にはやりやすいというか、運用しやすい部分かなというふうに思っていますが、これまで本市でいろんな運用もしてきたと思うんですが、これまでのやってきた部分について、具体的にどんなことをこの間はやっていたのかなというのを、ちょっと、まず聞かせていただきたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 本市では、これまで、銀行等への預金や基金に属する現金を歳計現金へ一時的に繰り替えて使用する繰替え運用で基金を運用しておりましたが、今年度から年度を越えない短期での国債による運用を始めたところでございます。

○高木委員 これまでは、銀行に預けて、預金金利という部分も運用の一つになりますし、これは知らなかったんだけど、今年度ということだから、今、令和7年度、2025年度は年度を越えない1年未満の国債の運用をやってみた。というのは、結局、年度を越えないのだから、1年満

期か半年満期かちょっと分かんけど、1年以内の満期の国債の運用を、今回、やってみましたということだよ。やっているのか、3月末なのか、初めてやってみたというのが、今の答弁で、それを、今回5年という短期ですけども、5年、5億円というのでやっていくんだということなのかと思います。

今、減債基金という部分が初めの答弁で出てきたんだけど、ちょっと申し訳ない、僕は、恥ずかしい話、減債基金と言われて、あんまり詳しく分からないんです。

その減債基金の内容について、まず確認していきたいんですが、2026年度、来年度の予算についてはどういった中身になっているのか、聞かせていただきたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 まず、減債基金についてでございますが、減債基金は、市債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するため、平成元年度に設置した基金でございます。

令和8年度予算につきましては、歳入では、21款1項20目の減債基金繰入金で5億6千446万5千円を計上しており、その内容といたしましては、過年度に普通交付税の臨時財政対策債償還基金費分として積み立てた額の一部を取り崩すものとなっております。また、歳出では、2款1項14目の減債基金積立金で7億1千101万9千円を計上しておりまして、その内容といたしましては、令和8年度の普通交付税の算定におきまして、臨時財政対策債償還基金費分として措置される予定額及び運用収入を積み立てる経費となっております。

○高木委員 今、答弁を聞いて、おお、なるほどということには、なかなか、僕もこれはどういうことなんだろうと、勉強すると、非常に悩みました。

減債基金については、市債の償還をするために、一旦、財源としてためていくところだよという部分は理解をします。そういった部分は理解して、平成元年度にできたのかな、つくりましたよというのは、そこは理解します。

ただ、その後の予算の部分について非常に悩んだんだけど、結局は、一般会計目線で見ると、減債基金目線で見ると、ちょっと、今の聞いた答弁を、ああ、なるほどと理解はしたんだけど、今の答弁では一般会計目線で言われている答弁だと。何かというと、2026年度の予算の歳入は、21款1項20目での減債基金繰入金5億6千446万5千円を計上した、だから、減債基金からこの5億何ぼを一般会計に繰り入れたよ、減債基金は減ったよということなんだけど、繰り入れたと。そして、逆に、歳出は、減債基金積立金として一般会計から新たに減債基金のほうに7億1千101万9千円を積み立てたよという意味で、減債基金のほうからの目線でいくと逆になるんだけど、今の答弁をずっと考えたときに、これは、一般会計の目線で見ているから歳入歳出が減っているけど、減債基金からすると今度は増える部分が、向こうは歳入と歳出になっているというようなんだなということで、非常に悩みながらやっと理解はしました。そういったことになっているのかなと思います。

今、答弁で臨時財政対策債償還基金費という部分があったんだけど、これについてはどういうものなのか、ちょっと教えていただけたらありがたいかなと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 臨時財政対策債償還基金費は、臨時財政対策債を償還するための基金の積立てに要する経費を普通交付税で措置するため、基準財政需要額に設けられた算定費目の一つであります。

この費目につきましては、令和3年度、令和5年度、令和6年度、令和7年度の普通交付税の再算定におきまして追加され、令和8年度は当初の算定から費目が設けられることとなっております。

なお、臨時財政対策債償還基金費で交付税措置された分につきましては、翌年度以降の普通交付税の基準財政需要額から控除されることとなっております。

○高木委員 今いただいた答弁も、非常に頭をフル回転して、うんっと思いつながら考えました。

代表質問でも言わせていただいた臨時財政対策債は、あくまで地方交付税の財源が足りなかったときに臨時財政対策債として発行して、その分の償還はちゃんと国が見ますよというものだったということでは言わせていただきましたが、ある意味、国の借金だよと。その臨時財政対策債の償還の部分が国から交付税として入ってくると。その部分を一旦ためていくんだよという、入ってくるそのお金がこの基金費だということで、その入ってきた部分については減債基金の中に積み立てていくんだよということなのかなというふうには思っています。

それはそれで毎年入ってきて、これは臨財債の償還分ですから先に渡しておきますねと。それを一旦ためて、うちが払うときとか、市が払うときには、そこから払っているとか、そんな形になるんですが、先ほどの答弁で、減債基金というのが平成元年度にできましたということだったと思うんです。

臨時財政対策債は、平成13年度から3年間という約束じゃないけど、3年間の措置としてつくられたものなので、年数的には13年間の差がある中で、じゃ、平成13年度までの減債基金の財源は何だったのかなということについてちょっと教えてほしいなと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 平成13年度以前の減債基金積立金の原資につきましては、主に過年度の財源対策債を償還するため、平成元年度から平成4年度の普通交付税の算定で設けられた財源対策債償還基金費に相当する地方交付税となっております。

○高木委員 また、ここで財源対策債というのが出てきたけども、あまり過去のことが気になったら余計にややこしくなるので、それまではそういった部分があったので、それを減債基金の財源としてとか、積み立てていった部分がありましたよということで、ここはそれで置いておかないと、また頭の中がぐちゃぐちゃになりますので、置いておきたいと思います。

そうしたら、直近で、令和元年度、2019年度からの減債基金の残高の推移についてちょっと確認をしたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 減債基金の年度末残高につきまして、1千万円単位でお答えいたしますが、令和元年度及び令和2年度が4億7千万円、令和3年度が25億5千万円、令和4年度が21億6千万円、令和5年度が23億2千万円、令和6年度が25億9千万円、令和7年度見込みが23億1千万円、令和8年度見込みが24億5千万円となっております。

○高木委員 今、答弁でいただいた、まず、一つ目として、令和8年度見込み、来年度末見込みということになるかな、24億5千万円となっておりますよと。これは、今回、5億円を運用しますということなので、その5億円は、ここから運用するのかな。今の段階では運用して、結局、見込みとしては19億5千万円になるのか、それとも、もう5億円の運用を見越して、本当は29億5千万円なのか、ちょっとこの辺は頭の中が混乱をしながら見ていたんだけど、その辺、まず令和8年度の見込みについてはどういうふうに考えればいいのかというのが一つと、令和3年度に非

常に多く増えています。残高が、2年度は4億7千万円、3年度は25億5千万円ということで、その後は大体20億円以上で推移しているんだけど、3年度にいきなり残高が増えたという部分の要因についても併せて聞かせていただきたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 国債による運用につきましては、基金を取り崩して行うものではないため、基金残高への影響はございません。

また、令和3年度末の残高の増加の要因であります、令和3年度は、普通交付税の再算定に伴い、臨時財政対策債償還基金費分として追加交付された14億8千万円、北彩都地区の土地売却等に伴い6億円、これを足しまして合計で20億8千万円を減債基金に積み立てることによりまして増加しております。

○高木委員 今、答弁で、基金を取り崩して行うものではないため、基金残高は24億5千万円から変わらないと。これもまたいろいろ考えたんですが、結局は、24億5千万円というお金は、残高は変わらないけども、単純に言うと、19億5千万円の現金と5億円の国債というのがありますよと。足したら24億5千万円なので、国債も一つの財源として見ているから、年度末の残高としては24億5千万円は変わりませんよということで、なるほどということで理解はしたいというふうに思っております。

令和3年度は、臨財債の償還基金費が非常に多く入ってきたから増えたんだよと。それ以降も大体20億円以上がずっと続いているので、水準の高い推移が続いているんだけど、その要因は何か、その点についても聞かせていただきたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 令和5年度、令和6年度、令和7年度につきましても、令和3年度と同様に、普通交付税の再算定に伴い、臨時財政対策債償還基金費分としてそれぞれ3億7千万円、5億円、2億8千万円が追加交付されまして、令和5年度及び令和6年度分につきましては、当該年度に減債基金への積立てを行っており、令和7年度分につきましては今年度中に積立てを行います。また、令和8年度につきましては、地方財政対策におきまして当初の算定から臨時財政対策債償還基金費が設けられることとなっており、本市の算定見込額7億円を当該年度中に積み立てる予定としております。

○高木委員 令和3年度以降、2021年度以降も、順調にというか、基金として交付されているので、高い水準が維持できているんですよということだと思います。さっき、2026年度の予算も聞きましたが、7億円がまた積み立てられるということも含めてあったと思うんですが、順調にというか、そういった部分で基金として交付されていますよということなんだろうなと思います。

この臨財債というのは、先ほど言ったように、ある意味、国の借金であるんだけど、その償還がどこで入ってきているのか、交付税の中で分からないとか、本当にちゃんと返してくれているのかとかというようなことを、一昔前というか、よく耳にしたんだけど、今は、ある意味、ちゃんとした償還基金費として明確に交付税として措置されているという部分でいくと、非常に分かりやすくなっているのかなと思います。

2025年度、来年度も含めて、臨財債の新たな発行はしない、ないということなので、多分、これからずっと償還を続けていって、将来的にはなくなるんだろうと、臨財債の償還というのが。そういう部分で言うと最後の終了に向けて、今、進んでいるのかなと。

石川厚子議員に言われていた、令和26年で償還が終わるという答弁があったと思うんですけど

も、それに向けて今進んでいるのかなと。臨財債は償還20年ということなので、例えば、今、交付されたとしたらこの臨財債が終わるのは20年後ということになるので、これでいくと2年間新たな発行がないので、あと18年で終わるということになるのかなということに理解をしたいなと思っています。

ただ、毎年、いろんな償還金がどこどこ、どこどこ入ったときに、その管理じゃないけど、非常にややこしいんだろうなと。この分は何年分です、この分は何年分ですとかと言って、金額が違うのが毎年のように入ってくるという部分でいくと、非常に、事務的にはというか、財政課としては大変なんだろうなというふうに僕は思っていますが、その点は、ちゃんとできていればあれだけでも、非常に、その辺、事務的には苦勞されているんだろうというふうに思うのですが、その点、どうなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 まず、各年度に減債基金に積み立てた分の償還財源としての取崩しの時期でございますが、令和3年度積み立て分につきましては、令和4年度から令和23年度まで、令和5年度、令和6年度、令和7年度の積み立て分につきましては、それぞれ翌年度及び翌々年度の2か年度で繰入れを行う予定となっております。令和8年度積み立て分につきましては、現時点で普通交付税に影響する年度が国から示されていないため、繰入れの年度は未定でございます。

臨時財政対策債償還基金費分の措置額につきましては、一度、減債基金に積み立てた後、償還財源として改めて後年度に繰入れを行うこととなりますが、その繰入れ予定等につきましては各年度の積み立て分ごとにそれぞれ管理しております。

○高木委員 国からちゃんといただけるのはありがたいけど、令和3年度にいただいた部分というか、交付税は20年分なんだよね。これから先20年分を、令和3年度に、はい、預けておきますと。あとのやつは、これから2年分ですと、そういう状況で、保証してくれるのはありがたいけど、非常に、そういった部分でいうと大変な苦勞をされているんだろうなあというふうには思っています。

ただ、これから2年分ということにいくと、今から、さっきの5億円を5年で運用するよということで、この減債基金の財源の中の5億円は、2年後に償還するやつには使えないんですよ。ということは、多分、令和3年度分の20年というやつを使うんだろうなと思うんだけど、5年後、満期で戻ってくるのは2031年度以降ですから、その辺の部分の償還についてどういうふうになっているのか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○小澤総合政策部次長 令和8年度中に5年満期で国債による運用を開始した場合、運用終了はその5年後の令和13年度中になります。

臨時財政対策債償還基金費分として令和3年度に14億8千万円を積み立てた減債基金につきましては、将来の臨時財政対策債の償還に備え、令和13年度末時点で9億2千万円の残高が必要になるため、5億円を5年間で運用することが可能であるというふうに考えております。

○高木委員 5億円は、さっき言った令和3年度分の償還金のうちの5億円を使うよと。令和13年、2031年のときの段階では9億2千万円の基金が残っている計算ですから、もし5億円を運用しても、その段階でも4億2千万円は余裕があるんですよということなのかなあというふうに思っています。

今回、この国債の5年運用のことで質疑をさせていただくということで、逆に、私のほうがいろいろ勉強させていただいたなというふうに思っています。そういった部分でいくと、ありがたいなあというふうに思っていますが、最後になりますけども、やはり、満期になったら元金は保証されますよと。あくまで市民の税金も含めての財源ですから、その辺で言うと安心感はあるんだろうというふうに思うんですけども、含み損ということも考えられるんです。

岐阜県関市、こちらは30年、40年の長期国債を買っていて、金利が低いときに買ったやつだから、含み損で、今、手放すと相当損するということで、30年か40年間、塩漬けでずっと持っておかないといけないというようなことが問題になっていたということもありました。

そういうふうに考えると、やはり、あまりにも30年、40年という長期の国債は、これはもう、あまり手を出しちゃいけないし、リスクがあるなど。そういうふうに考えたら、今回、5年で、元本は、絶対、最低でも戻ってくるというのであれば、そういった部分で国債を運用するということも一つの手かなというふうに思っています。うまいこといけば4千万円かな、収入として入ってくるのは。というふうに考えたら、一つ、財源を確保するという意味ではいいことかなと思いますが、いずれにしても、5年ぐらいがちょうどよい期間なのかなというふうに思っています。

そういったこともお伝えしながら、最後に、今後の基金の運用の方向性についてお聞きをして、この部分の質疑は終えたいと思います。

○小澤総合政策部次長 基金の運用につきまして、まず、地方自治法では、基金は確実かつ効率的に運用しなければならないと規定されており、また、地方財政法では、積立金は、銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債権、その他の証券の買入れ等の確実な方法により運用しなければならないと規定されております。

本市では、これまで、主に銀行等への預金や繰替え運用で基金を運用してまいりましたが、令和6年3月の日銀によるマイナス金利政策の解除後は、金利が上昇し、国債など債券の利率も上昇傾向で推移しており、より効率的に基金を運用できる可能性が高まってきております。

御指摘のとおり、30年、40年といういわゆる超長期の運用につきましては、大きな収益が期待できる一方で、財政的なリスクもあるため、現時点では考えてはおりません。

今後におきましても、新たな歳入の獲得に向け、将来の財政運営に支障が生じない範囲で、安全性の高い国債等による運用を積極的に検討してまいりたいというふうに考えております。

○高木委員 減債基金とか基金の運用については、これで終わりたいと思います。

もう一点目も、これも同じ財政課に関わってきますが、使用料、手数料についてちょっと確認させていただきたいと思っています。

代表質問でも取り上げさせていただきました。まだ議案としては提案されているわけではないので、当初予算にも計上はされていませんが、今年の10月の見直しに向けて、パブコメも含めて、今、進められているという状況なのかなと思っています。

目的としては、やはり、サービスを利用する方と利用しない方との負担の公平性という部分を確保するための観点での見直しだよということで、こういった部分、例えば、僕は、今、町内会の総務部長をしていますが、よく町内会で言われるのが、行事に参加する方って大体同じ方で、私たちは行事に参加しないから入らないとか、よく言われるんだけども、そういう部分でいくと、参加する方、参加しない方、参加する方は、あんたも来ればいいしょというふうになっちゃうんだけど

も、やはり、そういった部分で負担の公平性というのは必要だと思っていて、うちの中では参加される方の自己負担を増やしました。例えば、500円で参加してジンギスカンが食べられるのを、もう1千円出してもらおうとか、極力、町内会のお金を、負担をかけないような形にしますよということとさせていただいたんだけど、そういった意味も含めると、利用する方、しない方の公平性を確保するための観点だというのは、非常に理解はします、そこは。

そして、今回の見直しで、既に、手数料が、1.5倍、上限として見直しすることに対して、パブコメ、また地域の説明会も終えてきましたけども、市民の意見は、大体、公共施設については、先ほどの部分の観点も含めてあるから賛成する意見も多いと、あったと思うんです。

ただ、今の物価高の中で、やはり値上げは厳しいよという声が、僕は大半だったんじゃないのかなあというふうに思っていますが、そのパブコメなり地域の意見を聞いてどのように受け止めているのか、その見解について聞かせていただきたいと思います。

○小澤総合政策部次長 今回の使用料、手数料の見直しにつきましては、昨年11月21日から12月29日にかけてパブリックコメントを実施するとともに、市民説明会等を開催し、合計で188件の御意見をいただきました。その内容といたしましては、料金改定に賛成の意見が一定程度ありました一方で、物価高の中で値上げが厳しいなど、反対の意見が多くあったところでございます。

今回の見直しは、本市が定める「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針に基づき、サービスを利用する方と利用しない方との負担の公平性を確保する観点から、4年を目途に行う定期的な見直しであります。今回は対象項目の大半で増額の改定となることや、全市民に関わる指定ごみ袋の料金が含まれていることなど、いただいた御意見からも市民生活への影響は小さくないものと認識をしております。

○高木委員 今、市民生活への影響は小さくないと。小さくないという表現が、非常に、うーんと、これも調べてみました。言い換えれば、市民等への影響は大きいですよと言うのと、小さくないという表現の違いを調べてみたら、小さくないというのは小さくないんですよ。だから、ちょうどよいから大きいという範囲なんだと。大きいというのは、もう大きいんですよ。だから、大きいから特大、特別大きいというイメージだということていくと、市民生活への影響は小さくないという表現が、非常にうまいこと表現されるなと思いつつ、ちょっとそういった部分も調べてみました。

いろいろな意味で、やはり厳しいという声は、今、特に物価高だし、これから、今、ガソリンも値上げになってきましたけども、厳しい中で、それは、もう本当に素直な、率直な、僕は意見だと思っています。

中でも、僕は、ごみ袋なんです、気になっているのは。ごみ袋の値上げについては、反対の意見のほうが多かったんじゃないのかなというふうに思っていますが、そのごみ袋への皆さんの意見を聞いてどのように考えているのか、聞かせていただきたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 指定ごみ袋につきましては、パブリックコメントでは延べ33件の御意見をいただいております。値上げに賛成の御意見が一部ありましたが、反対の御意見が多くを占めております。

今回、新料金案の修正を行った施設は、旭山動物園、大雪アリーナ、障害者福祉センターの3施設

設となっております。大雪アリーナは、夏期と冬期でコストの変動が大きいといった他の公共施設にはない特殊性を改めて踏まえ、より実態に合った算定方法に見直し、動物園は、将来の収支計画等により料金算定を行う取組指針の対象外施設ではありますが、直近の市民利用が減少している状況を踏まえ、市民料金を修正しております。いずれも、パブリックコメント等でいただいた御意見も参考としつつ、施設固有の特殊事情等を踏まえ、修正したものでございます。

○高木委員 パブコメなり、いろんな意見を受けて、今、説明いただいた動物園とかアリーナ、障害者福祉センターは、若干、修正をかけたというのがありましたから、ある意味、ごみの部分も少し修正できないのかなというふうには思っていますが、それは、また後ほど確認したいと思います。

負担の公平性という観点から考えて、やはり、一番分かりやすいというか、一番目的に合っているのは公民館とかコミュニティーセンター、そういった部分が一番その目的に合っているのかなと思うんだけど、その料金の算定方法についてちょっと確認させていただきたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 使用料、手数料の料金算定は、取組指針に基づき、行っております。

今回の見直しでは、令和4年度から令和6年度までの3年間の実績を基に算定を行い、公民館等の公共施設につきましては、施設の運営にかかった3年平均の対象コストと、サービスに応じて設定した受益者負担割合から利用者に御負担いただく受益者コストを算出しております。貸室などの専用使用料では、受益者負担コストから1時間・1平米単価を算出し、面積と時間を掛けて料金を算定しております。また、入館料など個人使用料では、受益者負担コストから1日当たりのコストを算出し、1日平均利用者数で割って料金を算定しております。

○高木委員 今、説明をいただいた部分で、例えば、稼働率が高い施設と低い施設とがあって、算出の料金等が違ってくるところもあるんじゃないのかなあというふうに、今、思ったんですが、その点は、逆に言うと、ますます利用者の減につながっていったりもすると思うので、その点についてはどうなのか、ちょっと、再度確認させていただきたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 動物園や科学館等の個人料金では、料金算定に利用者数を用いるため、その増減が算定に影響しますが、公民館等の貸室の料金では、利用者数ではなく、面積と時間数を用いて算定するため、施設の稼働率は影響しないものでございます。

○高木委員 面積と時間で算定をしていると、コミュニティーセンターは。だから、どれだけ、稼働率が高くて低くても、面積と時間だから変わらないと。動物園とか、そういった入場料、入館料が要るところは、来る人の数で変わってくるということかなというふうに理解をしたいと思います。

では、受益者負担という部分の公平性は分かるんだけど、一律、その考え方に当てはまらないこと、例えば、子どもたちのスポーツクラブとか、そういった部分で施設利用料が上がったりとかしたら、なかなか保護者の負担もあって続けられないということもあるし、やはり、今、将来のスポーツ選手を目指して頑張っている子どもたちなので、そういったことにならないようにしないといけないんじゃないのかなと思っています。

市政方針でも、子どもたちのスポーツ活動の経済的負担を軽減するんだということを言っていたけども、スポーツ王国を目指すという本市にとって、そういった子どもたちのクラブについて

の負担軽減が必要だと思うんだけど、その点についての見解を聞かせていただきたいと思います。

○小澤総合政策部次長 施設の使用料につきましては、受益と負担の公平性の観点から、利用者に一定の御負担をいただいているものであり、その中で、減免等の負担軽減につきましては、施設の設置目的や性質、これまでの経過等を考慮し、真にやむを得ないものに限定し、各施設において設定しているものでございます。

子どもたちのスポーツ活動を支える団体の中には、活動形態や運営方法など様々なものがあります。その中には、営利を伴う活動もありますことから、使用料の取扱いについて一律に整理することは難しい面もあるというふうに考えております。

一方で、子どもたちのスポーツ活動は、心身の健全な発達に大切なものであると認識しており、令和8年度は、その活動をさらに後押しするため、全国大会等への出場に関わる補助制度の拡充を行います。今後も子どもたちがスポーツに親しむ環境づくりの推進に向けて必要な取組を検討してまいります。

○高木委員 スポーツクラブと言っても、いろんな種類もあるし、なかなか、それをなりわいとしている方もいるだろうし、線引きは難しいんだろうなと思いますけども、ある意味、一つの課題として検討していただきたいということで指摘をしておきたいと思います。

大会への参加の部分の拡充したというのもあるけども、これは、あくまで、大会に向けて、大会に出るまでの子どもたちの練習というか、そういう部分なので、一つの課題として指摘をしておきたいと思います。

そして、この使用料、手数料の見直しで一番問題だと私が思っているのは、ゴミ袋の値上げの関係です。

先ほど、公民館等々の算定方法というか、聞きましたけども、じゃ、このゴミ袋はどういうふうに算定をしているのかな、料金を。ゴミの処理の関係だと思うんだけど、その点について、まず聞かせたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹 指定ゴミ袋の料金につきましても、取組指針に基づき、令和4年度から令和6年度までの3年間の実績を基に、ゴミ袋等の製造管理やゴミの収集運搬、焼却、埋立てなどの経費から算出した1リットル当たりの処理経費を基に算定しております。

平成19年度の有料化導入時におきまして、過度な負担による不法投棄の抑止等の観点から、他都市の手数料の額などを参考に負担割合を3分の1と設定した経過を踏まえ、今回の見直し案におきましても、その負担割合の考え方を踏襲し、算定の結果、その額が現行料金の1.5倍を超えますことから、1.5倍の上限を適用しております。

○高木委員 ゴミ袋の製造なり管理という部分、これは理解できますが、収集から焼却、埋立てまでの処理経費全般から算定をしていると。

近文清掃工場は、今、延命化工事をやっていますし、そういった部分もインシヤルコストというのは非常にかかっているんだけど、その辺は含まれているのかなあといいながら、また逆に、近文清掃工場は売電しているので売電収入もあると思うんです。そういった部分も経費の中に、算定に含まれているのかな、そういった部分についてはどうなのか、再度聞かせていただきたいと思います。

○**今田総合政策部財政課主幹** 指定ごみ袋の料金につきましては、資源化のための中間処理費用を除いた家庭ごみの処理費用を算定の基礎としておりまして、ごみの処理に係る経費として、売電収入は控除せず、近文清掃工場や最終処分場のイニシャルコストは減価償却費として毎年度の経費に計上し、算定しております。

○**高木委員** イニシャルコストは減価償却費を計上しているけども、売電収入は含んでいないと。処理経費全般から算定する以上、僕は、まず、売電収入も入れて計算すべきでないのかなあというふうには思いますし、そもそも、受益者負担の見直しとごみ袋の有料化の値上げを一緒にすること自体が僕はふさわしくないというふうにずっと思っているんです。

代表質問でも言いましたけども、ごみ袋の値上げというか、これは、全市民の生活に直結するという、影響を及ぼす中身でありますし、ごみ処理は、これは、本当に廃棄物処理法で市町村の責務として明記されていて、市民の健康や環境を守るんだという行政サービスの、僕は、一番の根幹だというふうに思っています。

私は、もともと大阪——どう見ても標準語だけど、もともと大阪市の職員です。大阪市の職員で、働いていたのが、ここで言う近文清掃工場、大阪市の清掃工場で働いていました。大阪市の清掃工場は全部直営ですから、職員で運転しているんだけど、そういった部分の経験から考えると、やはり、僕は、市民サービスの中で、ごみ処理というのは、一番目立たないけども、一番大事な部分だというふうに思っていて、今でも大阪市は有料ごみ袋を使っていないと思います。まだ無料でやっているし、収集も軒下収集、一軒一軒、狭いところはステーションになっているけども、そういったことも含めて大阪市のほうはやっているというふうに思うんだけど、いずれにしても、僕は、ごみ処理の関係で、ちょっと、同じように経費で見直すというのはいかなものかなというふうには思っています。

その辺についての見解があれば聞かせていただきたいと思います。

○**小澤総合政策部次長** 今回の使用料、手数料の見直しにつきましては、サービスを利用する方と利用しない方との負担の公平性を確保する観点から、取組指針に基づき、行うものでございます。

指定ごみ袋の料金につきましては、歳入科目では、16款使用料及び手数料のうち、2項の手数料に該当するため、取組指針の対象としているものでございます。

したがって、今回の見直しにおきましても、取組指針に基づき、平成19年度の有料化導入時と同様の負担割合を踏襲し、新料金案を算定したところでございます。

○**高木委員** 出すごみの量に応じて負担の公平性がということでもあるんだけど、出すごみで負担の差がどれだけあるのかなと。粗大ごみだったら別だけど、粗大ごみはちゃんとした有料でその分を払っているんだけど、その辺の公平性というのはどうなのか。指針に入っているだけに、同じように取り扱わないといけないというのは分かるけども、なかなか、その辺が、公平性という部分は無理があるんじゃないのかなあと思っています。

他都市の料金水準を踏まえるという部分がありました。何か、北海道は高いみたいですね、有料ごみ袋はね。というのをちらっと聞いたんだけど。では、ほかの中核市はどれだけ導入しているのかとか、料金水準はどうなっているのかと聞きたいところなんだけど、これは環境部の所管になってくるので、そこまでは、ここでは聞きません。

ただ、議案の提案がない段階なので、そういった部分はまた別の機会にしたいと思うんだけど

も、では、このごみ処理コストの増加とありますけども、現段階の、今の段階の有料ごみ袋の収入はどれだけあって、今回1.5倍にしている部分でいくと、どれだけの収入増が見込まれるのか、その点はちょっと聞かせていただきたいと思います。

○小澤総合政策部次長 令和6年度決算額で申し上げますが、指定ごみ袋に関わる歳入は5億142万1千円であり、令和6年度決算の実績値ベースで単価の置き換えにより試算した場合になりますけれども、今回の料金改定に伴い、年間で約2億5千万円の増収になるというふうに考えております。

○高木委員 現段階でも5億円以上の収入が入っていて、料金改定でもし1.5倍にしたら、プラス2億5千万円ぐらいの増収が見込まれると。これを聞くと非常に大きな財源だなというふうには思いますけども、ただ、有料ごみ袋が入ったときはごみの減量化なんですよ、大きな目的として。それで、導入してごみを減らしていきましょうという部分は、非常に僕は理解はしました。

ただ、使用料、手数料の見直しと一緒にするという部分が目的からちょっと違うなという、ごみ処理コストがこれだけかかっているからこうするんですという部分では、ちょっと無理があるし、ちょっと違うんじゃないかなというふうに僕は思います。

正直、今、ごみ処理費用が非常にかかってきていて、市の財政を負担しているんだ、少し有料ごみ袋を値上げしたいんだということであれば、この全部の受益者負担の見直しのところに当てはめるんじゃなく、それだけでこれだけかかっていて、だからこれだけの値上げを市民の皆さんに協力していただだけませんかと言うほうが、まだ僕はすっきりとして議論できるのかなと。

何か一くくりでこの中に入れてしまうということ自体が、ちょっと僕の中では腑に落ちないし、皆さんは、ごみ袋って本当に全市民に関わることだから大きいと思うので、反対意見も多いと思うんですけども、そういう部分が一番僕の中で引っかかっていることなので、どっちにしても、まだ議案になっていないというのもありますけども、最後に、その見解について聞かせていただきたいと思います。

○熊谷総合政策部長 使用料、手数料に関しまして、特に指定ごみ袋についてでございます。

ごみ袋につきましては、平成19年度から有料化を導入しています。その理由は、ごみの減量、資源化の促進に加えまして、排出するごみの量に応じた負担の公平性の確保、そういったことと認識しております。

今回の指定ごみ袋の料金見直しについてであります、全世帯の市民生活に影響は生じるものではあります、人件費や物価の上昇などによる近年のごみ処理コストの増加に伴い、現行サービスを維持する上で料金の見直しは先送りできない必要な取組と考えております。このため、将来を見据えた財政運営のためには、市民の皆様には一定の御負担をお願いしなければならないと考えております。

今後は、附属機関とこちらでの御意見等も参考に、最終案を取りまとめてまいりたいと考えております。

また、お話がございましたが、パブリックコメント、こちらでの御意見は、御指摘のとおり、ごみ袋の値上げに反対する御意見が多くございました。同時に、その多くは物価高騰の中の値上げ、これに対する懸念でございました。こうした物価高騰対策につきましては、これまでも進めてまいりましたが、引き続き、市民生活への影響や国の対策等、こちらにも十分注視しながら必要な支援

をしっかりと行ってまいります。

○高木委員 いずれにしても、まだ議案という形では提案されていない中身なんで、今日はこれぐらいで置いておきたいと思いますが、4年に1回見直すんですね、これね、受益者負担。4年に1回、同じようにごみ袋の見直しで、大体、絶対上がるんですよ、コストなんて。

じゃ、毎回上げるのかという問題になったときに、やはり、どこまで行政としてその部分を市民負担がないように踏ん張れるのかとか、そういった部分は、単純な受益者負担の計算で成り立つものでは、僕はないんじゃないかなと思っているので、そういったことを最後に意見として言いながら、私の前半部分を終えたいと思います。

○江川委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

○江川委員長 再開いたします。

ここで、あべ委員から、旭川市議会委員会条例第13条の2第2項の規定により、オンラインによる方法で出席を希望する旨の届出があり、事前に本人の映像と音声を確認できていることから、出席委員と認めておりますので、御報告いたします。

御質疑願います。

○あべ委員 平仮名4文字、あべなおです。

本日は、うちの3姉妹のうち、2人が体調不良ということで、順番に、私もちょっとかかっちゃったんですけど、今、市役所に行けない状況でして、オンラインの質疑をさせていただけることとなりました。市議会史上、オンライン質疑の中継は初めてということで、何日も前からたくさんの準備をしてくれた事務局の皆さんに感謝しています。

今回、我が会派の幹事長からもオンライン質疑の利用を勧められたこともあって、こうして、今、することになりました。この中継を御覧いただいています皆さんの多くは、オンライン質疑の導入というのは、子育てしながら働くという女性活躍の推進の一つだともうかもしれません。確かにそういった意味合いも持つものと思いますし、私が、今回、第1号になったということは事実なんですけれども、これが、子育てしながら働く女性議員のスタンダードになってほしいなというふうに思っています。

というのも、多くの方、特に男性がそう思いがちなんですけど、私は、今回、こうやって子どもの看病のために自宅にいるわけなんですけど、これ、家にいる、イコール仕事をする時間があるってわけではないんですよ。

今回、質問を作成するに当たって、議員の皆さん、そうだと思うんですけど、私が、こういう課題認識を持っているとかっていうことを、大体、打合せですり合わせたりする、本来であればすべきなんですけど、状況的にそれは難しかったですし、じゃ、メールでってなっても、日中、こうやって、子どもの、今もお熱があるから行けないわけなので、看病をしながらメールっていうのはやっぱり難しかったです。やっぱり、夜中まで嘔吐したりとか、そういうのもあって、お洗濯したりで、大体、夜中の2時、3時に担当部局にメールしたりすることも結構多くて、家にいるからといって、ふだんと同じ仕事量をこなせるってわけではないということを言いたいです。

昨年１２月に、私は出産しましたが、出産２日前まで働けたのもそうですけども、産後３週間で仕事復帰できたのも、で、今こうやってオンライン質疑ができるっていうことも、私がたまたま元気で、夫の協力があって、ママ友とか支持者さんが日頃から助けてくれてと、周りが助けてくれているからただであって、今回の私というこの前例が働くママのスタンダードになってほしいなと思っています。つらいときは休むべきだと思うので、皆さんに安易にオンラインを活用した働き方っていうのを推し進めてほしくはないなあとと思っています。

そういうわけで、今回は、皆さんと画面越しに議論を進められたらと思っています。途中、ちょっと、私も、今、風邪にかかっている、声が出なかったり、音声とか乱れたりすることもあるかもしれませんし、子どもがどうしても映り込んでお邪魔になることもあると思うんですが、どうぞよろしくをお願いします。

ということで、地域振興部に、街あかり推進費について伺います。

まずは、こちらの予算の概要をお示ください。

○原地域振興部都市計画課主幹 街あかり推進費は、冬期間における市内中心部にイルミネーションを設置するため、ユキノワアサヒカワの実施主体である旭川街あかり実行委員会への負担金として２千８００万円を計上しており、財源については、国の地域未来交付金１千４００万円、残りは観光振興基金繰入金１千４００万円となっております。

○あべ委員 じゃ、今回、名称がユキノワアサヒカワと新しくなったっていうことが、広報誌ですとか、いろいろ、様々な媒体の報道にありましたけど、このユキノワアサヒカワの事業の目的と概要というのを改めて伺います。

○原地域振興部都市計画課主幹 本事業は、冬期間の厳しい寒さの中で、まちなかを温かく明るい雰囲気包み、市民や観光客などが楽しめるような夜間景観をつくることで、来街を促進し、中心市街地の活性化に資することを目的としております。

本事業の概要ですが、買物公園や７条緑道などでのイルミネーションに加え、今年度からプロジェクターやライトアップによる演出を行っているほか、本事業の名称を「ユキノワアサヒカワ～雪と光がつなぐ街～」とし、冬のまちなかの魅力向上に取り組んでおります。

○あべ委員 このユキノワアサヒカワなんですけど、昨年と比較して点灯期間が長くなったような気がします。

今年の点灯期間と、長くなったのであれば、その理由をお示ください。

○原地域振興部都市計画課主幹 本事業の点灯期間は、雪が降り積もる寒い冬の時期に、まちなかをイルミネーションで飾り、市民の愛着や誇りを高め、来街される方々にも長い間楽しんでいただけるよう、例年、１１月末から３月上旬までのおおよそ１００日間としております。

今年度は、点灯式が昨年度よりも１週間ほど早かったことから、点灯期間が１０８日間となったものであります。

○あべ委員 予算が倍増していますから、きっと何か大きくどーんと新しくなるのかなあと期待していますが、令和８年度の新規要素の詳細を教えてください。

○原地域振興部都市計画課主幹 今年度は、イルミネーションの設置場所を集約したほか、新たなデザインとするなど、めり張りのある演出としたところであります。

現在、本市ホームページとＳＮＳなどでユキノワアサヒカワを御覧になった方を対象にアンケート

ト調査を実施しており、その結果も参考にしながら、令和8年度は、さらなる演出の充実を目指し、新たな見どころやデザインなどについて実行委員会とともに検討を進めてまいります。

○あべ委員 国費を活用し、予算倍増ということで、新たな魅力的スポットの創出をということでありましたが、前回の決算の委員会では量より質を目指すとの答弁がありました。

今回のイルミネーションに関しては、市民の方から豪華になったねとの声も寄せられています。逆に少なくなったんじゃないかっていう声も同様に寄せられています。少なく見えたのは、今まで物理的に細く長くやっていたのをぎゅっと縮めたからで、球数は変わっていないというふうに聞いています。

見どころのめり張りをつけたイルミネーションというのが、今回、売りだと思いますが、予算が倍増したのであれば、見どころの量も倍増できるのではないのでしょうか、見解をお伺いします。

○佐瀬地域振興部次長 本事業につきましては、冬の夜間景観づくりによるまちの魅力向上や来街促進を図るため、デザインや見せ方を工夫して実施しているところであります。

令和6年度に23万球まで増やしたイルミネーションは、買物公園全体に広く配置しておりましたが、本年度は、見せ場となるポイントに重点的に配置するなど、めり張りのある演出としたことから、電球の数は減らしておりますが、場所によっては暗く感じられ、少なくなったと受け止められるものもあると認識しております。

新たな見どころをつくることで量的にも増えるものと考えておりますので、引き続き、市民や観光客など来街された方々の声も参考にしながら、配置や演出の工夫について実行委員会とともに検討してまいります。

○あべ委員 いつ交付金がなくなってもおかしくないと思います。交付金がなくなったから規模を縮小しますとはならないのではないですかね。

そこで、宿泊税のさらなる活用を提案したいと考えます。

宿泊税については、観光施策の充実に活用すると発表があったところだと思いますが、先日、と言っても1月なんですけど、駅前で札幌から来た日本人の3人組のお客さんの写真を頼まれて撮ったんですけど、ちなみに、その人たちとはその場で仲よくなって、今、SNSの私のフォロワーさんとして時々コメントをくれてつながっているんですが、それはどうでもいいんですけど、その3人組が札幌からこのユキノワアサヒカワを見に来たというふうに聞いて、この事業は旭川に来る理由になっているというか、冬の観光の目的になっているというふうに実感しました。

よく、旭川は、冬まつり以外、何もないねって結構言われてしまうことが多いんですけど、こうして年々見どころが増えていくユキノワアサヒカワは、本市の冬の観光のメインというか、目的となる事業であるわけですから、宿泊税を投入して継続した充実を図るべきと考えますが、見解をお伺いします。

○佐瀬地域振興部次長 本事業は、旭川街あかり計画に基づき、冬の夜間景観づくりとして取り組んでおりますが、委員の御指摘のとおり、夜間におけるまちなかの魅力を高めることで来街を促進するほか、来街者の滞在時間の延伸にもつながるなど、観光振興としての取組でもあると認識しておりますことから、宿泊税を財源とする観光振興基金の活用について関係部局と協議してまいります。

○あべ委員 ぜひ、宿泊税の活用も今後検討していただきたいなというふうに思います。

本当は、こういった議論の場で、イルミネーションのさらなるロングラン開催であるとか、北彩都ガーデンのあっち側の鏡池のほうまできらきらにしてほしいなあといったこととか、ユキノワアサヒカワはもっとこうだといいな、ああだといいなと思っていることはたくさんあるんですが、今年はさらにめり張りのある見どころを増やすということで、最後にお聞きします。

すてきなイルミネーションにはすてきなデザインはもちろんなんですけど、どんな色を使って旭川の夜を輝かせるかというのも重要だと思います。色といえば、私が過去に議会で取り上げたことのあるカラーガイド・旭川がございますね。色で都市景観を形成しようっていうもので、旭川をイメージした様々な色が示されているものなのですが、私がかたがた地域振興部にした最初の質問がこのカラーガイド・旭川についてだったかなと思います。

今でも夢に見ることがある、議場で質問原稿を自分の席に忘れたっていう伝説の神回だったかなと思うんですが、あのときの、三宅部長の、おたくさんが原稿がなくてもこっちは全然困りませんよ、答えられないことなんてございません、どやみたいな顔が忘れられません。理事者のかがみだなあと思いました。

それは置いておいて、このカラーガイド・旭川を活用して、全く同じ色っていうのは無理だっていうことは承知なんですけど、寄せて新しい見どころをつくることは可能なのでしょうか、見解をお伺いいたします。

○佐瀬地域振興部次長 平成9年、建物等の色彩の検討に係る手引として活用いただくことを目的に作成したカラーガイド・旭川では、旭川らしい色彩イメージとして、自然や歴史、文化、イベント等のイメージ色が示されており、イベント等については幻想的なイメージ色とされております。

本事業は、冬の夜間景観づくりを目的としておりますので、カラーガイドの趣旨を踏まえながら、デザインや色彩等について実行委員会とともに検討してまいります。

○あべ委員 カラーガイドをぜひ活用してほしいんですけど、全国でいろんな自治体がイルミネーションをまちおこしに使っていて、そのイルミネーションの中にストーリー性を持たせたものであったりとか、体験型とかっていう、ただ、ぴかぴかのイルミネーションを見るだけではない取組というのは意外といろいろやっているところが多いんですよね。

本市のイルミネーションは、「光で魅せる旭川の誇りと未来」というテーマこそあれど、今、述べたような体験型だとかっていうのはまだやっていないようなんですよね。これから、そういったことを含めて、ユキノワアサヒカワはさらなる進化を遂げると思うのですが、本市は最終的にどんなイルミネーションを目指しているのかを教えてください。

○三宅地域振興部長 ユキノワアサヒカワにつきましては、特に、ここ数年間、電球の規模はもとより、レイアウト、また、演出など内容の充実を図ってきたことに加え、開催期間中に行われた旭川駅北広場での冬のガーデンや冬まつり、また氷彫刻の世界大会など、ほかの取組との相乗効果も図られる中で関心も高まってきたものと認識しております。

また、本市の取組は、規模や大きさの次元に収まらない雪の白さ、また寒さなど、旭川を象徴する環境を生かすことを意識した見せ方も特性となっております。このたび、私も、この3か月間、週に2回、3回と、何十回となく定点観測をしてまいりましたが、これまで以上に大変多くの市民、また観光客の皆さんに御覧いただき、楽しんでいただく機会を提供できたものと思います。

イルミネーションの原点は、来街される方々が安心して歩き、楽しめるまちづくりを進めていく

ことにございます。来年度につきましては、予算規模も拡充して御提案させていただいておりますが、まちなかのさらなる魅力向上を意識しながら、旭川らしい雪や寒さを生かす表現や仕掛けなど、設置場所も含めてより工夫してまいりたいと考えております。そして、何より、市民の皆さん、お越しいただいた皆さんに今年度設定したテーマである旭川の誇りや未来を実感いただけるように、心地よい滞在時間をお過ごしいただけるように取り組んでまいります。

○あべ委員 ユキノワアサヒカワ、さらなるびかびかな感じを期待していますので、今年の冬も見に行こうかなあというふうに思います。

次は、大人気のゆっきリンクについて、中心市街地活性化推進費についてお伺いします。

この中心市街地活性化推進費のうち、ゆっきリンクに係る予算の概要をお示してください。

○板谷地域振興部次長 令和8年度の中心市街地活性化推進費のうち、北彩都あさひかわ冬のガーデン開催に関わる予算につきましては、委託料として990万円を計上しており、委託事業の内容としましては、旭川駅前広場でのスケートリンクであるゆっきリンクの造成、リンクの運営管理、利用者の休憩やスケート靴等を貸し出すための仮設ハウスの設置、リンク周り以外の駅前広場内のイルミネーションの設置、冬ならではの特徴を生かした滞在・交流スペースの設置などとなっております。

○あべ委員 過去3年間、私は、このゆっきリンクの安定した営業、オープンを求めて質問を続けてきましたが、地域振興部の塩対応による凝固点の降下で、リンクの氷が解け続けてオープン日が少なかったというふうに記憶しています。

今年は何だかやっている日が多いというふうにもちょっと感じていまして、休みの多かった昨年度と比較して、どのくらい開催日数や時間に変化があったのでしょうか、また、今年はリンクに何か工夫がされていたのか、教えてください。

○板谷地域振興部次長 ゆっきリンクは、駅前広場において本市の冬の魅力を発信し、にぎわいの創出に貢献することを目的に、平成26年度から実施しておりますが、昨年は、リンクの開設を1月11日から、時間帯は、平日は13時から19時、土日、祝日は10時から19時までとしたところ、結果として、時間どおり開設できたのは全32日間のうち9日間と約28%にとどまり、終日利用が中止となった日も8日間に及ぶなど、最終的に令和元年以降で最も休止となった時間が多いという結果でございました。

このため、今年度は、例年の同時期の気温変化の推移を踏まえまして、リンクの氷自体をしっかり作ってから開設することを目指し、開設日を例年よりも1週間繰り下げ、1月17日としたこと、また、日中の日差しによって氷が解けるのを極力防ぐため、平日の開始時間を13時から15時に変更したこと、さらに、利用ニーズを阻害しない範囲で気温の低い時間帯での開設時間の割合を増やすため、終了時間を平日、休日ともに19時から20時までに変更したことなど、これまでの経験を踏まえまして可能な限り長時間の運営時間を確保できるように営業期間や営業時間を変更したことに加えて、結果として、今年度につきましては寒冷的なコンディションにも恵まれましたことから、営業期間全30日間のうち、23日間で所定どおりの営業をすることができました。

またあわせて、期間中に複数の外部団体と共同での企画を開催し、具体的には、リンク周辺でのキッチンカーを募集して出店いただいたこと、また、市民の企画提案による協働のまちづくり事業として、ノースコネクション株式会社と合同でオープニングセレモニーを開催したこと、加えて、

2月6日から8日まで旭川観光社交組合と共催でまちなか焚き火フェスを旭川駅前広場で開催し、たき火台の設置や地元インフルエンサーが厳選したキッチンカー9台の出店、プロフィギュアスケーターで元オリンピック日本代表の小塚崇彦氏によるファンミーティングなどを実施したことなどによりまして、リンクの開設とイベント開催による集客面での相乗効果が生まれ、大変にぎわいを見せたところであり、こうした取組が重なることで今年度の開催結果に大きく貢献したものと考えております。

○あべ委員 今年には本当にいろんなイベントをされていたんだなというふうに思います。

私もインフルエンサーの方の投稿を見たんですけど、やっぱり、こういった有名人が投稿するとコメント数とか閲覧数もすごい多くて、SNSって効果的なんだなあというふうに改めて感じました。

今回も大盛況だったわけなんですけれども、寒い日がかなり続いたっていうのもあって、正直なところ、天気にも恵まれて塩対応を超えたのかなと思っていましたが、今、答弁にありましたように、本当に工夫だとか改善を加えて、より一層楽しんでもらえるようにっていうところに重きを置いて開催していただいたことがよく分かりました。

期間中に、うちの3姉妹のお友達家族たちを連れて、大体18人ぐらいのかなり大勢で伺ったんですけど、たまたま、その日、暖気によって開いていなくてショックだったなあというところなんですけども、今年状況について、先ほどの答弁で御紹介いただきましたが、キッチンカーも来ていて、例年より物すごく多くのにぎわいがあったのではないのでしょうかというふうに思っています。

現時点で分かる範囲で構いませんので、実績をお示してください。

○板谷地域振興部次長 ゆっきリンクの今年度の利用者数は7千673人と昨年度よりも1千800人、約31%の増となっております。

内訳としましては、市民の利用が3千790人、市民以外利用がこれを超える3千883人になっており、そのうち、2千230人は海外からの利用者であり、これは、昨年度の1千713人から約30%の増となります。また、世代については、小学生以下が2千9人と昨年度よりも168人、約9%の増加となっております。

また、今年度初めて募集したリンク周辺でのキッチンカーは、19日間で延べ29店の出店があったほか、まちなか焚き火フェスでも約4千人の来場があったと報告を受けております。

○あべ委員 昨年よりかなり多くの来場者数があったということで、本当ににぎわいがあってうれしく思います。

私が行った日はやっていなかった——毎年、なんか、行くとやっていないんで、ちょっとゆっきリンクに嫌われているのかなあとかって思ってみたり、今、しています。

このキッチンカーについてなんですけど、出店者さんから、安定した売上げがあったので、また来年も出店したいなという声もいただいていますし、すごく大盛況だったっていううわさを聞きつけて、来年出店したいから募集がかかったらすぐ教えてと連絡をくれた飲食店さんも結構います。

開催期間中に、旭川駅に用事があって、リンクの様子も見てきたんですけど、たまたま、私は、その日、一人だったんで、滑りはしなかったんですけど、開いている日が見られて、平日にもかかわらず、すごい混んでいた。その多くがインバウンドで、写真もすごい撮っていたし、動画も本格

的に撮っている人もいて、すごい、旭川駅前の観光のメインどころになっているんだなあというふうに思いました。

今までの答弁にありましたように、年々増加する来場者数、先ほど質問したイルミネーションの充実もありますし、キッチンカー等によるフードの充実と、文句なしだなあと思っております。あとは、リンクの安定営業がかなえば、もう完璧かなあというふうに思います。

リンクのパイピング設備の導入には多額の資金を要することから、なかなか困難であるとの答弁を毎回いただいておりますが、これだけインバウンドが来ていて、私のところにも、毎年、市民の方からリンクの安定営業というのを求める声がたくさん届いているから、こうして毎年しつこく質問させていただいているわけですが、なぜパイピングをやらないのでしょうか。

その理由を、いま一度、確認させてください。

○板谷地域振興部次長 リンクの安定的な運営に関しましては、パイピング冷却などによりスケートリンクを人工的に造成する手法も有効と考えますが、冷凍機や配管設備などの冷却設備の設置、また、これらの設備の組立て、解体、さらには、リンクの維持、管理運営に多額の事業費を要するため、財政的な負担を考慮すると難しい面があると考えております。

一方で、ゆっきリンクは、観測史上、国内での最低気温を記録している本市の冬の寒さを生かした事業としてスタートしており、天然氷のスケートリンクであること自体が本市ならではの魅力の発信にもつながっているものと考えております。

○あべ委員 今の答弁で、パイピング設備の導入は多額の費用が必要であるということと、それがまず一つと、ゆっきリンクは天然の氷、天然氷を使ったリンクであるという2つのキーワードをいただきました。

まず、この天然氷についてお聞きします。

天然氷が売りであるということは過去の答弁でもお聞きしましたが、天然氷といううたい文句があまり周知されていない気がします。市のホームページには、さらっと一言、天然氷ですみたいな記載はあるんですけど、カムイミンタラDMOが管理している北海道まんなか観光ナビというホームページ、これについては天然氷について何の記載もありませんし、リンクの周りに、現地には天然氷であることが書かれているというものはありません。

市内ホテルのホームページにも、結構、ゆっきリンクが始まりましたとか、そういったゆっきリンクの紹介がされていたりするんですけども、ホテルのホームページ、ブログにも天然の氷であることっていうのは書かれていないんですよ、知らないから当然だと思うんですけど。きっと御存じないんだろうなあというふうに思っています。

これでは、リンクが旭川だからこそ天然氷であるということ、こういった関係者しか知らないままなんじゃないかなというふうに思っています。市のホームページだけでなく、現地にもそういった看板を出すとか、外国語対応にするとか、もっと天然氷のリンクであるということ、これを周知することはできないのでしょうか。

○板谷地域振興部次長 天然氷のリンクであることの周知に関しましては、委員が御指摘のとおり、これまで不十分な面がございましたので、SNSやチラシに加えて、リンク周りでの掲示など、外国語表記も含めて工夫し、本市ならではの魅力の発信に努めてまいります。

○あべ委員 次に、パイピング施設の導入には多額の費用がかかるということについてなんです

けども、ユキノワアサヒカワ同様、ゆっきリンクは旭川の冬の観光スポットになっているわけですから、宿泊税を活用したパイピング設備について導入を検討していないのでしょうか、見解をお伺いします。

○板谷地域振興部次長 ゆっきリンクの魅力を高めることは、観光客の滞在時間の延長や地域での消費活動の拡大にもつながることから、令和8年度予算におきましては、関係部局と協議の上、拡充部分の一部に宿泊税の活用を予定しているところではありますが、パイピング設備の導入となりますと、多額の事業費を毎年必要とするため、導入に伴う費用対効果を十分に見極めて判断することが必要と考えております。

○あべ委員 過去の委員会でパイピング設備の導入について何度も質問させていただいて、その都度、地域振興部からも、様々な検討を重ねていただいたことについては、情報共有していただいていますし、先ほども答弁にもありましたように、やっぱり多額の事業費を要するという点で、宿泊税の活用についても、答弁にありました費用対効果の点も確かにそうですし、そこにばかり充当するというのは、観光業界全体の均衡という点で考えると、やっぱり公平性に欠けてしまう部分も出てくる可能性があるのかなというふうに思います。しかしながら、ぜひ宿泊税をゆっきリンクの整備だとかといったことに活用することも、今後、関係部局であったり、団体とともに検討していただけたらなあというふうに希望します。

過去3年間、私は、ゆっきリンクのパイピング設備の導入について強く求めてきましたが、これって、もともとは冬休み期間に体力と時間を持て余した子どもたちの遊びの場の確保だったとか、観光資源なわけですから、これを収益化できるわけであって、財源確保の可能性とあって、そういうことを考えてゆっきリンクの安定運営を求めてきたという経緯があるんですよね。

きっと、市としてもお金があればパイピングでも何でもできるんだけどなあといったところが本音なんだろうとは思いますが、そんな中でも、限りある財源の中で、開催期間の延長だったとか、安定したリンクの環境、それから、今年、さっき答弁にもありましたようにぎわいづくりのための様々な工夫っていうのを凝らしてきたということが本日の質疑の中でもよく分かりました。

今までのこういった取組を踏まえて、さらに工夫していこうという考えはありますでしょうか、見解をお伺いします。

○板谷地域振興部次長 天然氷でのスケートリンクの造成は、12月下旬から夜間1時間置きに少しずつ水をまいて氷を厚くしていくという作業を約3週間繰り返すもので、大変手間のかかるものです。加えて、オープン後も、リンク終了後には、毎日、製氷車で氷の表面を削った上で、水をまいて凍らせるという作業を行い、良好な氷の状況を可能な限り維持できるように努めてきたところではございますが、近年の温暖化傾向を踏まえ、今年度はさらに開設日を繰り下げたほか、開始時間や終了時間の変更などを行いました。こうした取組の効果もあり、今年度は、所定の時間で開設できた日数の割合が約77%と昨年度よりも大幅に改善されたものの、残念ながら終日利用が中止となった日は4日間ございました。

氷が解ける要因は様々ございますが、日光の影響も大きく、日光が直接リンクに当たることを極力防ぐことで氷が解け始める時間を遅くできることから、委託先であります振興公社とも協議をしながら、例えば、取り外しが可能な遮光シートの設置など、効果的な運営方法について引き続き検討してまいります。

○あべ委員 天然氷でリンクを造るのが、今、夜間1時間置きっていうのを聞いて、これはすごいことなんじゃないかなって、職人技なのかなというふうに思います。これ、こういったことをやっぱり市の公式ユーチューブとかで動画にするとか、ぜひしてもらいたいなって思いました。

今朝、朝方、天然氷のつくり方って、そういえばどういふふうになっているのかなあと思ってちょっと検索したら、結構、幾つも動画があって、1分のショート動画で日本の天然氷のつくり方っていうのに7万回を超える再生回数のものもあって、それから、何か、スケートリンクとかの動画とかを見ていると、暖気で開くか、開かないか、ぎりぎりまで判断を待つぞみたいな緊迫した運営チームの状況とかも動画であったんですね。これも、本市としても、十分、ネタとしてすごいんじゃないかなあって思います。

よく考えてみると、ゆっきリンクとか、イルミネーションもそうなんですけど、まちにち計画とか、地域振興部が抱える事業というのは屋外開催のものが結構多いんじゃないかな。結構、三宅部長をはじめ、地域振興部として究極の判断が迫られることも多くあるのかなあというふうに思います。ぜひ、ユーチューブでそういう緊迫した運営の状況、三宅が行くみたいなシリーズにしてもいいのかなあとかって思っています。そしたら、私は、そういった動画をやっていただけるのであれば、サムネイル画像を今はやりのラミネートにして庁内を持ち歩こうかなと思っています。

そういったわけで、予算事業の位置づけから、ゆっきリンクの開催目的っていうのはやっぱり中心市街地の活性化にある、もちろん、これは地域振興部から教えていただいたことなんで、そこに尽きるとは思うんですけど、今回は、先ほどのユキノワアサヒカワからゆっきリンクまで、旭川のまちなかを訪れる方に向けた冬の期間の魅力づくりについて質疑させていただきました。

代表質問でも、いろんなところでビヨンドって聞こえてきましたけども、市長は、来年度予算のテーマをBeyondあさひかわと名づけて、市政方針では、挑戦を加速し、旭川の可能性を最大限に発揮すると述べられていましたが、そういった市長の思いを実現するため、これらの取組にもその先頭に立つてもらいたいと期待しているところです。

改めて、ゆっきリンクを中心として、Beyondあさひかわを実現するための来年度に向けた考えを教えてください。

○三宅地域振興部長 ゆっきリンクは、冬季における中心部のにぎわいづくりにも貢献し、市民、また観光客など、大変多くの方に冬の魅力に触れていただく機会になっているものと考えており、天候による休止など、運営面での不安定な課題もございますので、今後も効果的な取組となるよう検討してまいります。

本市地域では、インバウンド、外国人観光客の宿泊滞在が、昨年度、過去最高を更新し、今年度はトップセールスで就航して3年目を迎えておりますジェットスター・ジャパン成田線の好調が続いておりまして、これが原因となり、旭川空港の利用者数が17年ぶりに120万人を超える見通しとなっております。

また、中心部においては、市長肝煎りで補助金の拡大も行いました。民間の再開発を後押しする中、観光入り込みの拡大も背景に複数のホテル建設が進行するなど、世界中から多くの人々を引きつける魅力を持った都市へと変化しつつあるものと認識しております。

こうした変化を取り込み、さらなる発展を描いていくためには、特に、冬季におけるまちなかの魅力づくりを進めることが重要であり、観光において本格的な通年化と滞在化を実現し、地域に雇

用を生み出す強い産業としていくためにも必要になっているものと認識しております。

ゆっきリンクでは、今回、民間イベントとコラボすることでのぎわいの相乗効果を生み出し、先ほど答弁させていただきましたユキノワのイルミネーションでは、この3年間で電球の数を14万球から23万球に拡充してデザインを一新した結果、フォトスポットとしてかつてない多くの方に利用され、その様子が海外にも拡散されているなど、またとないPRの機会になっているものと考えております。

一つ一つを取り上げれば決して大きくはない取組であっても、関わった人、感じた人を介して旭川の魅力として伝わり、行き渡っていく、そうしたプロセスを生み出し続け、積み重ねていくことが、Beyondあさひかわが標榜する新しい未来の創造につながっていくものと感じております。

来年度は、旭川らしい冬シーズンの魅力向上に向けて、ゆっきリンクをはじめ、ユキノワアサヒカワほか、民間の皆さんとのコラボなど、様々な連携をさらに強めてまいります。そして、多くの市民、また観光客の皆さんにまちなかにお越しいただき、楽しんでいただくことで、交流人口拡大の一端となり、ひいては、地域経済の拡大、また活性化と大きな効果につながることを目指し、しっかり取り組んでまいります。

○あべ委員 今回、オンライン質疑するに当たって、地域振興部にも大変御尽力いただいて、ありがとうございました。

こういう状況でオンライン質疑ってありなのかなあとちょっと思いました。

取りあえず、私の質疑はこれで終わりにします。

○江川委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後1時40分

再開 午後1時43分

○江川委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○金谷委員 それでは、分科会質疑前半部分についてお聞きしていきたいと思います。

私は、準備しておりますのが6項目ございまして、午後3時休憩前にどこまで入れるか、やってみないと分からないところもありますけれども、今のところ、順番に行きますと、管財、その次に地域振興、その次に総務の人事、その後、休憩前に入れば行革、その後が総合政策2項目っていう感じで進めたいと思っています。

それでは、まず、庁舎管理費について伺ってまいります。

総務部の管財というところで、今回も、前半の質疑の中で、他の委員さんからも質疑項目として出ておりましたが、全く同じ内容ではなく、視点が違っていたり、同じ内容についても私なりの考えもありますので、なるべく、そういったところで、数回お聞きしたいというふうに思っております。

まず、現在の総合庁舎の横、南側の駐車場です。

今は第三庁舎の後ろ等が閉鎖になりまして、1か所にまとまって、全てが無料というところで御利用いただいているという状況だっているのが分かっております。

現在の駐車場の利用台数、そして、今の利用の状況、利用者の負担などについて、まず、御説明ください。

○河原総務部管財課長 総合庁舎横駐車場については、車寄せ部分に障がい者用駐車場7台、一般車駐車場内におもいやり駐車場11台、一般車用駐車場121台の合計139台を整備しております。利用時間は平日午前8時30分から午後9時までとし、利用に当たっては、利用料を徴収せず、無料としているところです。また、土日や祝日については、市の事業やイベント、維持管理業務での利用や、無料開放することによる周辺駐車場への影響を抑えるため、閉鎖する取扱いとしております。

○金谷委員 平日、開いている時間帯はいいけれども、土日、祝日はもう完全閉鎖というところで、これもどうなのかなあというところで、少し課題は残っているように思いますが、そのような状況で、今、運用を新しく始めておりますが、トラブルや課題などはないのか、伺いたいと思います。

○河原総務部管財課長 市役所を利用する方にとっては、総合庁舎の隣の駐車場から段差なく出入口まで利用できるようになり、また、無料としておりますので、利便性については一定程度改善しておりますが、駐車台数については、第三庁舎跡地の駐車場が整備される令和9年8月までの間は必要台数よりも不足することから、駐車場台数不足が大きな課題であると認識しております。

○金谷委員 昼間などは割と渋滞しているっていうか、入れないで待っているっていうんですね、そういう状況も見てとれております。

パブリックコメントで示されている有料化の部分、1日500円ということで、これ、さきの質疑でも出ておりましたが、私がここを確認したいと思っておりますのは、市の使用料、手数料の考え方というのが取組指針で明らかになっておりまして、それに比べてどうも高いと見えるんですけども、考え方を御説明ください。

○河原総務部管財課長 新年度に実施予定の市役所駐車場の有料化の手法では、民間事業者駐車場敷地を貸し付けるものであり、運営する民間事業者が自ら料金を設定し、目的外利用者から駐車場料金を徴収するものであるため、指針の対象にはならないものと認識をしております。

なお、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針は、公民館や地区センターなどの公の施設を対象としており、公の施設ではなく、庁舎の附帯施設となる市役所駐車場の敷地は、指針の対象とされておられません。

○金谷委員 どうも、庁舎の附帯施設は公の施設ではないなどの考え方、対象としていないっていうところ、市民から見ると不思議な感じですよ。どれも公共施設的な扱いに見えるという中で、ここは違うんだよっていうところは、なかなかちょっと理解されづらいというふうには思います。

第三庁舎跡地の駐車場の整備予定なんですけど、この時期、台数、そして、有料化について予定しているのか、伺います。

○河原総務部管財課長 第三庁舎跡地に設置する駐車場は、一般車駐車場約230台の予定で、現在、設計作業を進めており、令和9年7月末に竣工予定となっております。

駐車場の運営については、総合庁舎横駐車場と一体で民間事業者運営していただくこととしておりますので、供用開始の令和9年8月から有料とする予定としております。

○金谷委員 同じ扱いになるということでした。

そこで、文化会館、この後、当然、整備予定もありますけれども、この文化会館の利用者はどうなるのでしょうか。

平日利用した場合、やはり、これは、庁舎を利用する場合は、時間制限なしで無料にするという方針らしいんですけど、文化会館を利用するっていうところの利用者の市民の皆様に対しては、これは、平日の日中っていうのは1時間500円になるのでしょうか。

○河原総務部管財課長 総合庁舎横駐車場と第三庁舎跡地に整備する駐車場は、いずれも来庁者のための駐車場として整備することから、市民文化会館を含む来庁者以外の利用者は全て目的外利用者として取り扱うこととしております。

このため、平日日中は、駐車を抑制する意味であえて高額な駐車料金が適用されますが、一方で、夜間や土日、祝日は、周辺の有料駐車場と同等程度の水準の料金が設定され、利用しやすい料金で御利用いただくことを想定しております。

○金谷委員 なかなか分からないなっていうところだと思います。

新文化ホール、これ、今後、整備ということになっておりますけれども、今の文化会館については、地下駐を利用していただくと、文化会館の方は。30分で110円でしたっけ、100円ちょっとってところで、1時間だと200円ちょっとということで、周辺の民間の駐車場とあまり変わらない、もしくは、もう少し高いところも周辺にありますので、そういう利用をしていただくということになっているんだけど、実際に文化ホールの整備に入った場合、地下駐車場は、もう、これ、使わないという方針が出ていると思うんですよね。

そうなりますと、この部分についての確保、これ、どんなふうに考えていくお考えなんですか。今のままだもちょっとどうなんだろうっていうところがあるんですけども、それについてお答えください。

○土岐総務部長 新文化ホールの整備に向けましては、現在、基本計画の策定が進んでおりまして、おおむねの施設規模が決定すると教育委員会より伺っているところでございます。今後、その進捗に合わせて、新施設の位置や庁舎周辺の駐車場の確保なども含めまして、敷地全体の計画の検討が進むものと見込まれますので、関係部局と協議をしていきたいというふうに思っています。

○金谷委員 なるほど、そうですか。今後の協議というところで、今の段階ではまだ考え方は示せないんだということですね。

でも、今の文化会館の中の会議室におきまして、市の検討委員会の会場として使っていたり、全く目的外使用っていう使い方とは違う、あくまでも市の関係の部分で利用されているっていうところもありまして、そういった中で、これからっていうところは分かりましたけれども、ぜひ、これ、利用者の皆さんに不便のないように、また、誤解されるような使われ方の設定などがないように考えていく必要があると指摘をして、この項目は終了させていただきます。

それでは、続きまして、地域振興部、ＪＲ路線維持対策費について伺ってまいります。

まずは、事業の目的と新年度予算の概要、また、前年度の予算との比較などについてお聞かせください。

○石川地域振興部交通空港課主幹 ＪＲ路線維持対策費につきましては、沿線自治体のほか、関係団体などと一体となり、鉄道路線の維持に向けた様々な取組を行うための事業でありまして、旭川市を起点とする富良野線、石北本線、宗谷本線における観光等での利用に対する運賃の一部助成、

利用促進に関する事業、各沿線協議会への負担金などを計上しております。

令和8年度の事業費は、令和8年度の予算額359万6千円と、さきの補正予算で議決いただいた令和7年度予算の翌年度繰越分40万9千円を合わせた400万5千円となっており、令和7年度予算と比べ、一部、沿線協議会への負担金を見直したほかは、おおむね前年度と同等の事業費となっております。

○金谷委員 大体、今年度っていうか、令和7年度、前年度と比べて同じぐらいの事業費であるということでもあります。

それでは、過去5年間の予算、この推移と、大きく変動があった年度の、特に事情があればお伺いいたします。

○石川地域振興部交通空港課主幹 JR路線維持対策費の過去5年の予算額の推移につきましては、令和4年度が415万9千円、令和5年度が412万円、令和6年度が349万3千円、令和7年度が433万8千円となっており、令和5年度から令和6年度にかけては、普及啓発事業の見直しにより62万7千円の減、また、令和6年度から令和7年度にかけては、国や北海道からの補助金を活用した実証事業の実施規模が大きくなったことに伴い、実施主体となる沿線協議会への負担金増などにより84万5千円の増となったものであります。

○金谷委員 実証事業、そういったところが入ってきているというところで、令和6年度から新年度の8年度まで3年間、新たな取組も行っているということでありました。

そこで、旭川市が単独で行う、こういった利用促進、この事業で、継続されていると思いますけれども、鉄道の利用促進事業助成金、それと、これは関連がありますけれども、旭川駅前広場駐車場割引事業があると思います。

まず、鉄道利用促進事業助成金について、コロナの時期を除きまして、それ以降というところで、令和5年度以降の利用状況、予算執行状況をお聞かせください。

○石川地域振興部交通空港課主幹 鉄道利用促進事業助成金につきましては、令和5年度の利用件数は117件で、予算額100万円に対し、決算額が98万4千540円、令和6年度の利用件数は132件で、予算額110万円に対し、決算額が108万2千680円となっております。また、令和7年度につきましては、令和8年1月現在の状況で申し上げますと、利用件数は127件で、予算額100万円に対し、89万7千405円の執行となっております。

○金谷委員 これは、予算額に対して、大体、十分利用されているというところで、人気もあるというふうに思います。

その関連で、この補助金を使う場合に、駅前広場駐車場も使えるというところなんだろうと思うんですが、これについても同じく令和5年度以降の利用状況と予算執行状況をお聞かせください。

○石川地域振興部交通空港課主幹 旭川駅前広場駐車場割引事業につきましては、令和5年度の利用件数は18件で、予算額30万円に対し、決算額が1万4千940円、令和6年度の利用件数は15件で、予算額2万円に対し、決算額が1万1千860円、令和7年度につきましては、令和8年1月現在の状況で申し上げますと、利用件数は19件、予算額2万円に対し、1万7千920円の執行となっております。

○金谷委員 鉄道利用の助成金、それは、市民の皆様から応募があって、ほぼほぼ満額、予算を使っているという状況に対して、こちらのほうは利用が非常に低いということなんですよ。

これは理由があると思っております、割引してもらうための駐車場の駐車券の手続を行う場所ってというのが、十分、利用者から見て使い勝手がよくないってことだと思います。

この利用については、旭川観光物産情報センターで窓口設置になってはいますが、営業時間が限られていて、ＪＲの電車っていうのは、早い時間もあれば、夜遅くに、夕方以降、稚内方面から戻ってきたとしても、着くのはもう遅い時間ですね。その時間にはもう開いていないので、事実上、改札から出てきてチケットに対応できないんですよ、してもらえないというところがあります。

この駐車場の割引の事業については、もちろん引き続きやっていただきたいと思うんですが、駅前広場の一番近いところで使えるわけだから、そして、いわゆる、ＪＲとしてはこれから存続が非常に厳しいってところの富良野、それから稚内方面の宗谷、石北っていう３路線を利用した場合に使えるってことなんですけれども、十分に恩恵を受けられないと、また、以前から駐車場にあった、割引できますよっていうような看板も、何かいつの間にかなくなっているように見えているんですね。

だから、助成金を使おうと思っている市民は、この駐車場が使えるって分からないんじゃないのかなっていうふうにも思いますし、使おうと思ったけど、使いづらいっていうのもあるんですね。そういったところについて課題があります。

市の認識を伺います。

○石川地域振興部交通空港課主幹 駅前広場駐車場の割引事業につきましては、市の広報誌やフリーペーパーへの掲載などを通じ、広く周知に努めているところであります。

この割引を受けるためには、利用者が駅前広場駐車場から出庫する前に、該当する駐車券を、割引適用の処理を行う必要がありますことから、現在は、旭川駅を利用する方の利便を考慮し、旭川観光物産情報センターで処理を行っております。

しかしながら、委員の御指摘のとおり、同センターの営業時間外には割引を受けられないという課題がありますことから、割引手続の方法やコストなどを含め、関係者とも意見交換を行いながら対応を検討してまいります。

○金谷委員 これは、ＪＲの維持のためというところで、市も協力するという独自の対応策を構築した内容だというふうに思っております。

駅が動いている限り電車がありますので、それは、もう、ＪＲさんの窓口利用ができないとどうしようもないって思うんですね。ところが、そこについては、ＪＲさんが協力しないっていうことですよね、これまでもね。もう、ちょっと、その辺のところは一体どういうことなんだろうって思います。これは、市が幾らお願いしてもＪＲから断られてきたのかなと思っているんですけど、本当にそんなことでいいのかなというふうに思いますね。

次に、沿線協議会に負担をするというところで、３路線負担金、その中で、まずはＪＲ富良野線の沿線協議会の部分だと思います。これの令和７年度の主な取組、さらに、新年度の事業の予定について伺いたいと思います。

○石川地域振興部交通空港課主幹 ＪＲ富良野線連絡会議におきましては、令和７年度は、北海道、ＪＲ北海道とともに実証事業を実施しており、主な取組としましては、ラベンダー畑駅への普通列車の停車、札幌駅から旭川駅を経由し、富良野駅までの間で全席指定席特急列車の運行、かみ

くるパスによるＪＲと路線バスの共通乗車とそれと連携した利用促進、鉄道シンポジウムの開催などを行いました。

令和８年度におきましては、令和７年度から継続し、かみくるパスによるＪＲと路線バスの共通乗車と利用促進のほか、旭川駅から富良野駅までの富良野線における快速列車の運行などの実証事業を行うことを予定しております。

○金谷委員 札幌から富良野っていう特別列車を２本運行したというようなこともお聞きしましたが、その特別列車の利用状況、そして、目標と効果についても伺いたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課長 札幌駅から旭川経由で富良野駅までの全席指定特急列車の運行につきましては、閑散期における同運行のニーズを調査するために、昨年１０月３１日と１１月１日の２日間で実施したものであり、乗車目標２９１人に対し、１９１人の実績でありました。

利用者アンケートの結果から、半数以上の利用者が乗車自体を目的としており、また、富良野線を初めて利用する方が半数以上でありましたことから、閑散期の富良野線の利用という観点におきましては一定の効果があったものと考えております。

○金谷委員 効果はあったということなのですが、それでは、令和８年度、新年度も、引き続いてかみくるパスによる鉄道とバスの共通乗車の実証事業を行うということです。取組の概要を伺います。

また、令和７年度の利用の状況と実証事業の目的、効果があったのかについても伺いたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課長 令和７年度におけるかみくるパスによる鉄道と路線バスの共通乗車につきましては、上川管内の観光用バス乗車券、かみくるパスに期間限定でＪＲ利用が可能となる機能を追加し、多言語化やＱＲ改札機との連携により利便性の向上を図るものとして実施いたしました。

令和７年度では、令和６年度の販売金額に鉄道利用分を上乗せした金額で販売を行い、利用状況につきましては、目標として、売上枚数６２０枚、そのうち８割を鉄道利用枚数と見込んでおりましたところ、現在、暫定値ではございますが、売上枚数２５２枚、その約７割の１８６枚が鉄道利用につながったところでございます。

利用者アンケートの調査結果につきましては、今後の取りまとめとなってまいります、販売枚数といたしましては前年度と同程度の利用でありましたことから、一定の事業効果は認められるものと考えております。

○金谷委員 今の御答弁だと、目標に対してはかなり低いように売上枚数が見えるんですね。どちらにしても、割合的には鉄道利用が多いっていうところは分かるんですけども、やはり工夫する必要がある、ここは、あるのかなというふうに思っています。

富良野線をお聞きいたしましたけれども、石北、それから宗谷、この２路線は、新年度、どのような実証事業の取組を考えているのか、お聞かせください。

○松本地域振興部交通空港課長 令和８年度における実証事業につきましては、石北本線では、地域のイベント等と連携し、マイカーから公共交通への移動手段の転換効果を図る取組や、共通フリーパスによるＪＲとバスの共通乗車の取組を実施する予定とされております。また、宗谷本線では、バスのほか、タクシーなども活用した通学輸送実証運行の取組や、地域のイベント等に合わせて鉄

道利用者に観光施設等の割引を行う取組を実施する予定とされております。このほか、今年度に引き続き、富良野線、石北本線、宗谷本線の沿線協議会が連携し、かみくるパスによる鉄道と路線バスの共通乗車事業と、それらに連携した利用促進の取組を実施する予定としております。

○金谷委員 JR北海道のいわゆる黄色線区、今お示しいただいておりますが、旭川からの関連では富良野線、そして宗谷本線、石北本線、この3路線ということになると思います。

ここに関わる実行計画で、新年度、一定の取組が終了すると、3年計画なのでなりますよね、令和6年、7年、8年と。今後、このような実証事業、これまで取組をしているものはどう考えていくのか、それが終了した後ですね。そこをお聞かせください。

○松本地域振興部交通空港課長 JR北海道が主体となり、沿線自治体などとともに取り組んでおります実行計画につきましては、その取組方針で、令和8年度末までに事業の抜本的な改善方策の実現に向けた実行計画に基づく改善方策を確実に取りまとめるとしているところでございます。

そのため、今後につきましては、この取りまとめの状況等を踏まえ、関係者において検討していくこととなると考えておりますが、引き続き、北海道や沿線自治体、JR北海道などと連携し、本市に関わる3線区がしっかり維持されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○金谷委員 JRの維持ということになりますと、やはり利用促進が目的、目標に一番なると思いますが、この利用促進として、通勤、通学、旭川の駅を中心として割と近郊の駅からの利用っていうのがあると思います。その利用を増やすこともさらに考えていかなければいけないのではないかな。

これまで、市内の利用促進に向けて、近郊まで含め、旭川市のJR駅を中心にして、どのような取組を行ってきたのか、伺いたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課長 JR路線の維持に向けましては、日常利用などにおける利用促進も必要であると考えております。

これまで、市内の小中学校にチラシを配付しつつ、市内の鉄道駅を巡るイベントを行いましたほか、親子で旭川駅や運転所を見学するツアーの実施、公民館の講座における鉄道利用の普及啓発など、鉄道利用の裾野を広げることにつながるような取組を行っているところでございます。

○金谷委員 JRの利用者の裾野を広げる、これからさらにというふうに考えていく上で、子どもの利用、ここを促す。これが、やはり、今、車社会でありまして、電車に乗ったことのない、旭川であれば、地下鉄ありませんし、またちょっと違うんですけども、バスは利用していても、やはりJRを利用したことがない子どもが増えていると思うんですね。特に、今、修学旅行も、ほぼ、JRを使っていた時代から、もうバスに切り替わっていますよね、クラス単位で。

そうすると、経験がない、電車に乗らないということなので、ここについては、もう、親子の利用などで、できるだけ使っていただきやすい、また、いろんな工夫をして、使ってみたい、そういった取組が必要ではないかとこれまでもお伝えしてきたと思います。

今後、子ども、さらに親子利用を促すためにどのような取組をお考えなのか、見解を伺います。

○松本地域振興部交通空港課長 JRの利用促進に向けましては、子どもや親子の利用を含め、通勤、通学、通院等の日常利用とともに、観光目的など様々な用途に応じた取組が必要であると考えております。

鉄道のみならず、その他の公共交通機関を含めた様々な利用促進の取組を図ることで相乗的な効

果が期待できますことから、例えば、先ほど申し上げましたように、ＪＲと路線バスの共通乗車の取組などを積み重ねることによりまして、さらなる事業者間の連携を図っていく必要があるものと考えており、今後におきましても、市内や周辺地域の観光イベント等の情報を、適宜、ＪＲ北海道とも共有しつつ、利用促進に努めてまいります。

○金谷委員 ＪＲの路線維持に向けた取組について、様々、お聞きしてまいりました。

この項目の最後に、市として、これらＪＲ路線を含めて、地域の公共交通全体をどのように確保し、市民の足を守っていくのか、見解を求めます。

○三宅地域振興部長 鉄道は、市民生活における日常の移動手段であるほか、都市間交通を担う幹線として観光や物流などを担う、北海道においても欠くことのできない交通基盤でございます。

平成２８年の、ＪＲ北海道が単独では維持することが困難な線区、いわゆる黄色線区の公表により、これまでの１０年間ににおいては、ＪＲ北海道が主体となり、路線存続に向けた２期にわたる集中改革期間におけるアクションプランの実施を経て、来年度には、現在進めている実行計画に基づく抜本的な改善方策の取りまとめを行う最終年度を迎えます。この間、北海道ほか、本市を含めた関係する沿線自治体においても、利用促進など、プランや実行計画に基づき、ＪＲ北海道と連携し、路線存続や利用促進に向けて様々な取組を行ってきたところでございます。

本市といたしましては、新年度は、先ほど申し上げましたとおり、計画に基づく取組の最終年度となりますことから、ＪＲ路線の維持に向けて、国への継続的な支援を求めながら、ＪＲ北海道はもとより、北海道、また沿線自治体とともに、さらに地域が一体となって取組を進めてまいりたいと考えております。

加えて、市民の日常生活に不可欠な公共交通の機能維持につきましては、より身近で利用頻度の高い路線バス等を維持していくことも重要でございますので、路線バス事業を担う民間事業者への支援を行うとともに、地域の移動実態、また、ニーズを踏まえた交通手段の確保に向け、検討するなど、取組を行ってまいりたいと考えております。

○金谷委員 この項目は、終了させていただきました。

それでは、続きまして、総務部にお聞きしていきます。

人事管理費の中で、令和８年度の機構改革によって、ハラスメント対策の体制が変わるとお聞きをしております。コンプライアンス担当の廃止であります。

これによって、この部分が後退するということはないのか、まずは体制についてお伺いいたします。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長 本市では、職員のハラスメントに関する相談窓口を、旭川市職員のハラスメント防止等に関する要綱に基づき、人事課及び職員厚生課に設置しており、このうち、制度を所管する人事課においては、コンプライアンス担当課長を配置し、人事課職員とともにハラスメント対策の普及啓発や相談への対応を行ってきたところでございます。

令和８年度は、機構改革によりコンプライアンス担当課長は廃止となるものの、引き続き、人事課職員がハラスメント対策を行いますので、大幅な変更が生じるものではないと考えておりますが、担当課長の廃止によりハラスメントの相談窓口としての機能が後退することのないよう努めてまいります。

○金谷委員 令和７年度のハラスメントの相談件数と調査の申出件数、また、ハラスメントとして

認定した数、さらに、苦情処理委員会の開催件数についてお聞かせください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長 令和7年度のハラスメントの相談件数は、現在のところ9件であり、その中で、調査の申出はなく、ハラスメントとして認定したものもございません。

苦情処理委員会は、調査の申出があった相談の中で、相談者の希望があった場合、または、調査の過程で問題の解決を行うことが困難であると判断した場合に開催するもので、今年度の相談に関し、開催に至ったものはないところでございます。

○金谷委員 令和7年度は調査の申出はない、相談は少ないし、それから認定もない、そういう御説明でした。

それでは、過去3年間、相談件数と調査の申出の件数をお聞かせください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長 令和4年度の相談件数は6件、そのうち、調査の申出件数が2件、令和5年度の相談件数は12件、そのうち調査申出件数が3件、令和6年度の相談件数は15件、そのうち調査申出件数が3件となっております。

○金谷委員 3年間で33件ということです。しかし、ハラスメント認定はゼロ件だったということで、これも、これまでお聞きして答えていただいていたと思います。

令和7年度の相談件数の9件について、調査の申出がなかったっていうことは、これまでと比較して、全体の数も少ないし、それから申出も少ないと思うんですよね。

これについてどう考えているのか、お聞かせください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長 相談件数は10件前後で推移しているところであり、令和7年度は大幅に減ったとは捉えていないところでございます。また、昨年の12月から今年の1月にかけて中核市に照会した結果からは、市の相談窓口への相談件数について回答のあった28市の平均は、令和6年度ではございますが、9.1件であり、本市の相談件数は平均的なところと考えております。

調査の申出件数については、令和7年度は、9件の相談において、いずれも相談者が行為者や関係者への事情聴取、事実確認を行うことまでは望まなかったものでございます。調査の申出は相談者の意向によるところであります。申出がない場合でも、相談者の意向によっては、相談があった旨を所属長などに伝えて注意を払ってもらえるようにするなど、相談者の就労環境の改善に向けた対応を行っているところでございます。

○金谷委員 相談があっても、そもそも調査に入らないんですね。それが相談者の意向によって入らないみたいな、そういう説明なんですよ。どうも不思議なんですよ。じゃ、なぜ相談するのか。

相談があっても、ハラスメント認定の数もないし、そもそも、では、このハラスメント要件というのはどういったものなんでしょうか。改めて、考え方を聞かせください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長 パワーハラスメントにつきましては、旭川市職員のハラスメント防止等に関する要綱において、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える、または、職場環境を悪化させる行為と定義しており、1点目に、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景としていること、2点目に、業務の適正な範囲を超えていること、3点目として、

精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為であることの3つの要件全てに該当しているものがハラスメントに該当することとなります。

その考え方につきましては、厚生労働省の指針で示されており、業務の適正な範囲を超えたものであるか否かは、その言動が行われた経緯や状況、関係性、頻度、継続性などを総合的に考慮することとされております。また、職場環境の悪化の判断については、平均的な労働者の感じ方、すなわち、同様の状況でその言動を受けた場合に、社会一般の労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であるかどうかを基準とすることとされております。

ハラスメントの認定におきましては、相談者からの聞き取りはもちろんのこと、相手方や職場の他の職員など関係者にも状況を聞き取り、事実関係を確認した上で要件に該当するかどうかを判断しております。

○金谷委員 ハラスメントを受けた被害者からではなくて、周囲でそれを見たという職員から市の中でハラスメントがあるという声は結構あるんですね。私の事務所にもそういった相談の電話が入っております。実際に、まだ録音は消しておりません。

人事課のハラスメント相談窓口では、被害を受けた職員以外の職員からの相談に対応しているのか、お聞かせください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長 被害を直接受けていない職員からの相談についても受け付けておりまして、被害を受けた職員の意向も確認しながら、ハラスメントを行ったとされる職員や職場の他の職員に聞き取り、事実確認を行うことなどにより、職場環境の改善が図られるよう対応することになると考えております。

○金谷委員 この部分については、もう少し考えていかなければいけないのではないかというふうに思うんですね。結局、被害を受けた当事者は、2次被害も怖いし、職場環境が悪化してしまうおそれから申出をやはりちゅうちょするということが多く考えられ、そうすると、加害者側と申しますか、そちらにとっては、全く気にしなくても、ハラスメントをし続けても大丈夫な環境なんだみたいな、そういった認識になってしまっているのではないかと思います。

先ほどの認定の部分、3つ全て当てはまらなければいけないというところの2つ目で、通常の業務の範囲内、常に、これは正常な業務範囲っていうような考え方をされるんですね。受け取る側としては非常に大変な状況であっても、加害者側の言動がどんなにきつく当たっていようと、継続的にされていようと、それに対しては、なかなか認定までいかないという、そういったことは、私も相談者からのことで人事課につないで対応していただきましたけども、そのケースであっても、やはり、通常の業務の範囲内だからハラスメント行為ではないということになったんですね。

こういったことを、常に、見聞きしていくと、職員の中では、これはもう諦めに近いというか、ハラスメントを受けても、申出をしても対応にならないというような空気感があるのではないかと、これは私の考えなんですけれども、それもあって、これまで、やっているよと言いながら、相談の数は減り、そして、さらに、調査もしなくていいっていうところまで追い込まれているっていうことですので、根本的に何かが違うんじゃないかっていうふうに考えております。

被害を受けている職員が泣き寝入りをしている状況なんですね。相談窓口として機能していないのではないかと、そういうふうに考えておりまして、これに対して、様々な充実を図るということ

を答弁してきたと思うんですね。では、どのようなことを行っているのか、お聞かせください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長 昨年第3回定例会でも御質疑をいただいたところでございまして、これまで、電子掲示板において、相談窓口の周知とともに、要綱やパンフレットを掲載しておりましたが、その御質疑の後、昨年12月29日に電子掲示板における周知の内容をリニューアルし、ハラスメントの定義、種類、対応件数や処分事例、Q&A、啓発動画などを掲載し、情報提供の充実に努めたところでございます。また、そのリニューアルに併せて、改めて相談窓口の周知も行われたところでございます。

あわせて、より相談しやすくなるように、L o G o フォームによる面談予約フォームを作成し、24時間いつでも、職場のパソコン以外からでも面談の予約申込みができるようにするとともに、相談者が相談前に人事課に伝えておきたい事項を入力することができるようにしてきたところでございます。

○金谷委員 現在の総務部人事課における相談窓口については、解決していないと思いますけれども、相談が一旦終了し、その後のフォローですね。ちゃんと対応されましたかっていうところとか、どういうところが気になりましたかっていうようなことを、アンケートなりを取ってくださいねと言ってきたと思うんですね。

実施していますか。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長 相談後の相談者や職場の状況などを把握することは、相談者のメンタルケアや職場環境の改善、悪化の防止につながる場合もあるものと考えておりまして、相談者に対する相談後のフォローについて、現在、検討しているところでございます。

来年度からの相談者への事後アンケートの実施に向けて、フォローのタイミングや質問内容など、具体的に検討を行っているところでございます。

○金谷委員 今、今後、実施をしたいと、具体的質問項目などを考えているところなんですけれども、これ、ぜひ、これまでの、今お示しいただいた、せめて3年ぐらいは遡っていただいて、十数件ずつ、全部で20、30件近くの方々に対しても、新年度、改めてこれまでの相談に対して、その後、職場環境が改善されたのかとか、満足したのかとか、そういったことについて遡ってフォローをしていただきたい、これは指摘して、終わります。

それでは、内部の人事課では相談できない、これは、今までもずっとお聞かせいただいております。外部に窓口の設置を求めています。

これについて、どのようなことを検討していますか。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長 外部の窓口につきまして、今、情報収集を行っているところでございまして、中核市における相談窓口の状況を把握するため、昨年12月から1月にかけて、中核市60市に照会し、52市から回答があったところでございます。

外部窓口につきましては、そのうち22市、44%が設置しており、そのうち14市は、内部の相談窓口には相談できない職員が相談できるようになったなどの効果があったという回答を得ているところでございます。

○金谷委員 回答の中の半数弱は効果があるというところですので、ぜひ検討しなければいけないと思います。

職員全体へ、この部分に対してアンケートを行っていただきたいとお伝えしてきました。これに

についてどう考えているのか、お聞かせください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長 職員のアンケートについてですが、前回は、令和6年度に実施した職員意識調査の中におきまして、ハラスメントについては、ハラスメントと思われる行為を受けたことがあるか、その行為はどのようなものか、行為を行ったのは誰か、行為を見聞きしたことがあるか、職場はハラスメントを許さない雰囲気があるかなどについて調査をしておりますけれども、窓口の体制についての職員意識を把握するような質問項目は設定していませんでした。

職員意識調査は、次回、令和8年度に行う予定であり、その中で職員がどのような窓口を望んでいるかを把握できるような項目の設定について検討してまいります。

○金谷委員 アンケートの項目っていうところで、これまでの変化、傾向も把握しなければなりませんので、これまでの項目は残し、追加してさらに必要項目を入れるべきであると思います。

また、この職員意識調査の中の一部分ではなく、ハラスメントに関するアンケートを毎年行うべきではないでしょうか。それによって、ハラスメントを行う加害者側の潜在的な予防にもなると考えますので、お考えをお聞かせください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長 職員のアンケートにつきましては、その実施により、職員の声を聞くことで、ハラスメントの予防に向けた効果的な対策の検討を行うことができるものと考えておりますが、回答率を向上させ、より多くの意見を集めるためには、職員が負担を感じずに回答してもらうことも重要であると考えております。

令和8年度予算案に、人事業務の効率化等を目的に、AIやデータを効果的に活用できるよう人材マネジメントシステムの導入費用を計上しているところであり、こうしたシステムの活用により効果的かつ効果的なアンケートが実施できないかということも含めて、アンケートの実施の間隔とともに検討してまいります。

○金谷委員 ぜひ、進めなければいけないと思います。

一番初めにお聞きもしましたが、人事課でコンプライアンス担当課長が廃止という状況と聞いております。人事課で対策を行うということですが、今後どのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長 ハラスメントの対策につきましては、起こさないための予防と起きた場合の速やかかつ適切な対応が重要であり、この両方に取り組むことがハラスメントを減らすことにつながると考えております。

これまでもパンフレットの作成、研修や庁内職員向けの電子掲示板を活用した普及啓発を進めてきており、昨年末には、委員からのこれまでの御質疑を踏まえまして、庁内電子掲示板のリニューアルを行うなど、ハラスメントに関わる理解を促し、予防に努めているところでございます。また、ハラスメントの相談窓口についても、庁内電子掲示板を通じて周知し、新たにLOGOフォームによる面談予約フォームを作成することで相談しやすい環境の整備に努めるなど、ハラスメントに悩む職員の声を少しでも拾い上げられるよう取り組んでいるところであります。

新年度からは担当課長を廃止することにはなりますが、これまでの研修を中心としたハラスメントの窓口に関する周知に加えて、電子掲示板による周知を定期的に行うよう見直すなど、対策が後退することのないよう進めてまいります。

○金谷委員 では、この部分、最後にお聞きいたします。

今後のハラスメント対策の充実に向けて、お考えをお聞かせください。

○土岐総務部長 ハラスメントにつきましては、個人の尊厳や人格を不当に傷つける決して許されない行為だというふうに思っております。

また、職員のメンタルの不調やモチベーションの低下を招き、職員の能力を十分に発揮する妨げになるほか、職場の秩序の乱れや業務への支障、貴重な人材の損失にもつながりかねない、組織にとっても重大なリスクとなり得るものと認識をしております、今後ともその対策にはしっかりと取り組む必要があります。

そのためには、ハラスメントの加害者にはならない、被害者にもならない、第三者として気づいたときにどうすべきか、こういった予防の観点と、起きた場合に備え、相談のしやすい環境を整え、被害を受けたとされる方の声に耳を傾けて適正に対応することが重要であるというふうに思っております。

御質問にありましたように、新年度からは担当課長が廃止となりますけれども、決して対策をおろそかにするという考えではございません。これまでの取組に加えて、例えば、新年度から新たに導入予定の人材マネジメントシステムを活用し、職員の体調変化や不安感などのサインをこれまでに以上に拾い上げられるような仕組みを検討するなど、職員に丁寧に寄り添いながら、初期段階でハラスメントを把握し、その後の対応に速やかにつなげる、そういったことで職員が安心して働くことのできる環境づくりにしっかりと取り組んでまいります。

○金谷委員 この項目は、終了させていただきます。

続きまして、休憩前に1項目、終わらせようかと思いますが、ちょっと順番をお伝えしていたのに、申し訳ない、変えますね。この後、入っていくと午後3時を大きく超えてくるので、別のほうを先にやらせてください。

では、市立大学新学部についてお聞かせください。

まず、予算です。新学部に関係する予算について、概要をお聞かせください。

○鈴木総合政策部公立大学課長 旭川市立大学については、新学部も含めて、旭川市立大学の運営費交付金として、令和8年度予算額12億1千432万円を計上しているところでございます。

○金谷委員 それでは、この新学部、私たちもデザインの関係で要望してまいりましたけれども、残念ながら、デザインという名称がなくなってしまって、地域創造っていうところで学部、学科の名称となりました。

この新学部の学びの内容について、まずはお示してください。

○鈴木総合政策部公立大学課長 旭川市立大学新学部の学びの内容につきましては、チームで取り組むPBL型学習を中心に授業を行い、課題解決の思考プロセスとしてデザイン思考を取り入れるとともに、数理・データサイエンス・AIを活用し、地域の人々や団体と協働して課題解決に取り組むことで、地域の様々なデータを分析、活用し、課題に対する理解を深め、地域に新たな価値を創造するための学びを実践するものでございます。

○金谷委員 それでは、この新学部について、どのようなことを目指し、重要視しているのか、お聞かせください。

○鈴木総合政策部公立大学課長 旭川市立大学の新学部においては、PBL型学習やデザイン思

考、数理・データサイエンス・ＡＩなどの学びを通じて、地域を取り巻く課題に対して主体的に関わり、他者と協働しながら豊かな発想力で地域の未来をつくる人材の養成を目指すと同っているところでございます。

○金谷委員 数理・データサイエンス・ＡＩ、これ、一番初めにこういった目標があったかという、そうでもなかった、国の方針によってここが方針転換されて導入されてきたのではないかというふうに受け止めておりますが、ここに取り組む理由や、具体的に何を学び、地域としてどのような人材育成につながるのでしょうか。

○鈴木総合政策部公立大学課長 国におきましては、ソサエティ５．０、超スマート社会の実現、国際競争力の強化、そして、少子高齢化に伴う人手不足の解消という３つの背景に基づいて、数理・データサイエンス・ＡＩの教育や推進に取り組んでいるところでございます。

ものづくりの分野におきましても、製品設計におけるコンピューター化や数値制御加工機械による加工が標準的になってきている中で、それらを扱える人材が求められており、新学部において育成が期待されているところでございます。

○金谷委員 新学部の学びについて、それでは、デザインに対してお聞きしたいと思いますが、どのような視点が入っているのでしょうか、デザインの学びについてお聞かせください。

○鈴木総合政策部公立大学課長 旭川市立大学新学部の学びにおけるデザインにつきまして、課題解決の思考プロセスとして取り入れるデザイン思考をはじめ、製品の形をデザインするプロダクトデザイン、具体的に試作して形にしていくプロトタイピングや、ユーザーと商品、サービスの関係をデザインするＵＸ、ＵＩなどのカリキュラムが設定されているところでございます。また、地域デザインコースを設置し、防災などのまちづくりのデザインを考える科目なども設定しているところでございます。

○金谷委員 それでは、新学部について、デザインの部分の学びについての教員の配置、これは、十分、デザインを教えることができるのでしょうか。

○鈴木総合政策部公立大学課長 旭川市立大学新学部については、デザイン思考をはじめ、プロダクトデザインや地域デザインに関わる科目を開設し、その担当する教員を配置すると伺っているところでございます。

○金谷委員 十分学べるという答弁なのでありますが、さて、新学部の新校舎がもう完成ということで、２７日にお披露目と聞いております。

それでは、新学部の新施設、学生が学ぶ面積や部屋、そして、その設備の状況、それらを含め、デザインを学ぶ上で、それは十分な環境を確保しているのでしょうか、お聞かせください。

○鈴木総合政策部公立大学課長 旭川市立大学新学部施設において、１階に３Ｄプリンターや木材加工機器、金属加工機器などを配置するプロトタイピングルームを設定し、試作やテストを繰り返す演習型の授業などを展開すると伺っております。

新学部施設の面積につきましては、大学設置基準を満たし、その認可を受けており、学生の教育・研究環境として十分であると認識しており、また、法人からは、本市の産業支援機関である工業技術センターや工芸センターとも連携し、その機能や設備を利活用しながら学生の学びの幅を広げたいと聞いているところでございます。

○金谷委員 工芸センターや工業技術センター、市の部分も使えるんだよっていうところで、それ

は、市立大学というところで十分連携できるのかなというふうには思います。

それでは、心配しておりましたけれども、新学部の志願状況について、新しい学部は、人気はありますか、お聞かせください。

○鈴木総合政策部公立大学課長 旭川市立大学新学部の志願状況につきまして、募集定員100名に対して149名であり、入試区分ごとに内訳を申し上げますと、特別選抜については募集定員60名に対して45名、一般選抜については募集定員40名に対して104名であります。

○金谷委員 まさに今日でしたっけ、入試が、ということなので、今、これ以上は発言できない部分も理解しましたけれども、かといって、もう目の前、4月開学なので、新学部の充足見通しについてお聞かせください。

○鈴木総合政策部公立大学課長 旭川市立大学新学部の充足見通しにつきまして、現時点で可否発表前でありますので、明確にお伝えすることができない状況ではございますが、多くの学生に学んでいただけるよう大学として取り組んでいるというふうに伺っているところでございます。

○金谷委員 それでは、午後3時休憩前、次は、最後の質問になります。

市立大学新学部に対して、期待は大きいというふうに思います。もちろん、これまでの経過もありますし、デザインという名称が削られてしまったところについてはやはり納得ができない部分を持ちながらも、新しい学部のこれからの期待、旭川市にとっての期待について、最後にお聞かせください。

○熊谷総合政策部長 新学部への期待についてであります。

新学部は、議会はもとより、市民の皆様による様々な御議論の中、令和8年4月の設置を迎えることとなっております。

新学部の学びは、地域の課題解決のために学生と地域が連携して行う取組などを積み重ねていくものでありますので、学生が、学びを通じて地域への理解を深め、愛着を持っていただき、地域で活躍する人材として定着していくことを期待しております。

大学におきましても、地域社会への貢献とともに、地域に貢献する人材の輩出を目指しております。

本市といたしましては、新学部で学んでいただける学生のためにも、大学が進める充実した学習環境の取組について必要な支援を行ってまいります。旭川市立大学には、新学部設置を契機として、既存学部も含めて、これまで以上に知の拠点としての機能を発揮していただき、地域に頼られ、地域に親しまれる大学であることを期待しております。

○金谷委員 では、この部分については、終了といたします。

委員長、あと2項目残ってしまいました。

○江川委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時51分

再開 午後3時30分

○江川委員長 再開いたします。

ここで、特に御発言はございますか。

○能登谷委員 すみません。そろそろ雰囲気も出てまいりましたので、資料要求をしたいと思いま

す。

2 本、財政にお願いします。

1 本目は平成 27 年度以降の財政指標等の推移が分かるもの、2 本目は令和 4 年度以降の一般会計予算における使用料及び手数料の推移が分かるもの、それぞれお願いしたいと思います。

○江川委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 31 分

再開 午後 3 時 32 分

○江川委員長 再開いたします。

ただいま御要求のありました資料につきまして、提出の可否と時期について理事者に発言を求めることといたします。

○熊谷総合政策部長 能登谷委員から御要求がありました平成 27 年度以降の財政費用等の推移が分かるもの、そして、令和 4 年度以降の一般会計予算における使用料及び手数料の推移が分かるものの資料につきましては、能登谷委員の質疑前までに提出いたします。

○江川委員長 ただいま御要求があり、提出可能な資料につきましては、予算等審査特別委員会の資料といたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、御質疑願います。

○金谷委員 それでは、残りあと 2 項目をやらせていただきたいと思います。

代表質問で行財政改革推進部の部分についてお聞きをしまいましたが、その中で、機構改革について、議案が昨年の第 4 回定例会補正予算等審査特別委員会で議論になっていたと思います。女性団体からの要望書の中で、単独の課の設置、女性活躍推進課について要望があり、それに対しての回答として、議会で議決したので、変えられないという旨の回答がなされました。これであれば記憶と違うということで、我が会派としましては、その当時、議案は部までの議案であるので、課についての質問はできない、行革からそういったお話があったと記憶しております。

それを受けて、たしかに議案を精査してみると、課については書かれていないということで諦めたというのが実際なところなんですけれども、それであるにもかかわらず、代表質問の答弁では課までの部分について議論していただいたと理解しているという旨の答弁になっていたわけであります。

そうなりますと、うちの会派のみ対応しなかったということなんでしょうか、お聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 令和 7 年第 4 回定例会市議会の補正予算等審査特別委員会におきましては、事務分掌条例の改正に係る議案について御審議いただきました。

当該条例につきましては、市長の権限に属する事務を分掌する部について定めたものですが、改正後の各部の分掌事務を分かりやすく説明するために、予定される課の構成も含めてお示ししたところでございます。

ただ、あくまでも議案審議の対象は部までについてである旨は各会派にひとしく御説明申し上げたところでございまして、特別委員会におきましても、新たな部の分掌事務に関わって、課の名称ですとか、現在の所管部局、統合の必要性や意義などについて確認された場面はあったものと認識

しておりますし、そういったことが議案審議の範囲を逸脱するようなことはなかったものというふうに認識しております。

○金谷委員 議案の範囲は超えていない、今はそういう答弁でした。

それでは、改めて確認したいと思いますが、議決の内容は議会として部までのことになる、それでよいと思いますが、それについて答弁を求めます。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 ただいま委員が御指摘のとおり、さきの議決については部までのものという認識でおります。

○金谷委員 そうなりますと、代表質問でも申し上げましたけれども、今回、1月は臨時会でしたので、その後の議会での予算の議論の中でもる議論をした後に課までが決まるというふうに解釈されるわけです。女性団体からの要望に対する回答は間違っていると指摘をしたいと思います。

改めて、これについて女性団体に御説明をする必要があるのではありませんか。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 本年1月に、市内の女性団体等から、女性政策のみを担当する単独の課を設け、女性政策をさらに推進していくことを求める要望書の提出がございましたことから、当該団体の皆様と面談させていただき、単独課の設置の予定はない旨、回答させていただいたところでございます。

面談後、再検討の結果について文書をもって回答いただきたいといった要望がございましたので、さきにいただいた議決が課までは含まれていないという考えを念頭に、議決いただいた旭川市事務分掌条例の改正案につきましては、市長の権限に属する部までの改廃に係るものではありませんが、その是非については各部に属する課の構成までを含めて御議論いただいたものと認識していると回答させていただいたところであります。したがって、回答の訂正を行う考えは持ち合わせていないところでございます。

しかしながら、女性団体の皆様には回答の趣旨を正確にお伝えできていないというふうに思われますので、機会を設けて改めて丁寧に説明させていただく考えでございます。

○金谷委員 ぎりぎりの答弁ですね。そういうところで、やはり、うそはいけませんよね。きちんと説明をしてください。ここで信頼を失っておりますので、これから市長が言うところの公約をさらに発展した形で進めるといふときに今後は協力が得られなくなる可能性もありますので、これまでの議会での私の代表質問や分科会質疑も含め、こういった議論もあったということを踏まえてしっかりと対応し直していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、女性活躍推進部廃止後、若者と女性活躍を一緒にし、その前に「こども」という言葉もつくのですけれども、この部分の特に代表質問で市長からあった若者と女性活躍は関わりが深いという答弁についてです。

女性活躍推進法を踏まえても、どう考えても特にこれのみ関わりが深いというふうに私には読めないですね。説明をしてください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法は、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性とその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現することが目的でありますので、性別や年齢にかかわらず、誰もが活躍できるまちづくりやライフステージを通じた切れ目のない支援を通じて多様な人材が活躍できる社会の形成を目指すといった観点から、女性政策と若者政策は相互に関連性ですとか親和性が高いもの

というふうに認識しております。

○金谷委員 前段は、おっしゃるとおり、法についての御説明がありました。

女性活躍推進法での働く場面、これは子育てする場面ではなく、働く場面なんですよね。そういったところで、個性、能力が十分に発揮できる社会の実現、ここまではいいんですよ。ただ、今の後段の説明で、いきなり女性政策と若者政策は相互に関連性や親和性が高いと言い出しているというところに根拠がないわけなんです。

この認識についてお聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 具体的な事業などについては所管部局が承知しているところでございますけれども、例えば、親和性が高いといったものの例といたしましては、これまで女性を対象としておりましたLINEによる相談を、男女の別なく、困難を抱えながらも対面や電話を避けがちな若年層を中心に実施していくことですか、これまで推進、実施してきた取組により、女性が活躍する姿を目にすることで、男女を問わず、若い世代に多様なキャリアの選択肢を示すことにもつながりますし、若者が新しい価値観で社会参画をすることで若い世代からジェンダー平等の意識が広がる可能性があるなど、これまでの取組も含め、相互の関連性や親和性の高さを生かした効果的な展開ができるものというふうに認識しております。

○金谷委員 なかなか無理のある答弁というふうに思います。

親和性、それから、関連性が大きいというのは、本当に一部分のみを取り出して言い訳にしているというふうに見えるわけですね。

特に、女性問題に関し、女性活躍推進法という法律があるわけですから、それにのっとって考えたときに若者というキーワードが出てくると私は思っておりません。

次に進みます。

女性活躍推進部の廃止は1期目の公約の発展上であるという市長の考えが明らかになったわけですが、今回の部の廃止について、発展上ということがどうしても理解できないんですね。どういうことなのか、説明をしてください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 女性活躍推進部につきましては、多様化、複雑化する課題に対応していくため、関係部局とのより緊密な連携が求められることや今回の機構改革のテーマであります機能集約による組織の大きくくり化と機動力の両立を実現するため、新たにこども・女性・若者未来部を設置することといたしました。

また、女性活躍推進部は、これまで、男女共同参画、女性活躍の推進に加え、困難女性支援や若年女性への支援強化を柱として取り組み、一定の成果を上げてきたところでございます。こうした1期目の取組を発展させ、2期目は、若者支援にも対象を広げ、より包括的に女性や若者を応援していく体制へと再編するものでございます。

さきの市長の答弁における1期目の公約の発展上にあるといった趣旨は、女性活躍の推進という源流は変わらず、むしろ、課題を解消しつつ、取組をより推進しやすい組織とするための発展的な再編であるという趣旨でございます。

○金谷委員 今の答弁ですと、市長答弁の公約の発展という趣旨は女性活躍の推進という源流は変わらないと。つまり、そこは変わらないという言い方であって、必ずしもこれをさらに進めていくという考えがあるように見えないのです。そうではなくて、それに付加する形で若者を、そして、

子育て支援部への配置といったことにつながっていくわけなんですよ。

ここで、改めて、女性政策に関わる旭川市の機構、そして、組織体制はどう変わってきたのか、機構については行革に、組織体制については人事課にお聞かせいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 女性政策に関わる機構につきましては、昭和56年1月、当時の市民部に婦人青少年室婦人係が新設され、平成7年4月には女性青少年室女性係と名称が改められました。

平成9年12月の機構改革において、新たにできました生活交流部に女性政策課女性政策係が置かれ、その後、平成13年11月には課の名称が男女共同参画推進課に改められるとともに、係制を廃止し、スタッフ制に移行しております。

平成20年5月には、機構改革により、総合政策部政策調整課に男女共同参画担当課長が設けられ、同課内で担当することとされ、さらに、令和4年4月には総合政策部に市制100年・女性活躍担当部長が設置され、その下で部付主幹がその業務を担当しておりました。

令和5年4月の機構改革では、女性活躍推進部女性活躍推進課が新設され、現在に至るところであります。

○八木総務部次長 これまでの本市の女性政策に関わる配置職員数について、兼務等を除き、女性政策に専ら従事した人数で申し上げますと、昭和56年1月設置の市民部婦人青少年室に婦人係2名、平成7年4月の名称変更で市民部女性青少年室に女性係3名、また、平成9年12月の機構改革で生活交流部女性政策課に課長1名、女性政策係3名の計4名、平成13年11月になりますが、名称変更で生活交流部男女共同参画推進課に課長1名、スタッフ4名の計5名、平成20年5月の機構改革で、総合政策部政策調整課男女共同参画担当に担当課長1名、令和4年4月の機構改革で総合政策部主幹に部付の主幹1名、スタッフ1名の計2名、令和5年4月の機構改革で女性活躍推進部女性活躍推進課に部長1名、課長1名、スタッフ5名の計7名となっております。

○金谷委員 今、お示しいただきました。もともとは婦人青少年室というところで女性政策に携わっていただいていたと。人数については徐々に増えてきていましたけれども、一旦、人数だけ見ると減り、そして、直近の女性活躍推進部、そして、女性活躍推進課ではトータルで7名の人員配置があるということが分かります。

女性政策をさらに発展させるんだという市長の答弁ですから、答弁に見合う配置数を考えなければいけないと思うんですね。しかも、今のところ、課は変えないという答弁だとすると、若者、女性の両方の政策をする課になってしまうんですね。

その配置人数について、減らすどころか、増やさなければいけないのに、減らすようなことにならないか、また、若者の業務を一緒に担うことで事実上の仕事が減らされてしまうのではないかというふうに思うのですが、人事課として市長答弁に見合う配置の考え方があるのか、お聞かせください。

○八木総務部次長 令和8年度の人事発令について、また、さきの代表質問における市長答弁のときと同様に、現時点でお答えできる状況にございませぬけれども、機構改革により、現在の子育て支援課の若者施策の業務が当該課に加わりますことから、このことを踏まえつつ、全庁的な職員数を勘案して配置を検討し、当該課の業務が円滑に推進できるように努めてまいります。

○金谷委員 ぜひ、言ったとおりにやってください。

そして、予算の部分ですね。

さきのうちの会派の高橋委員が質疑もさせていただきまして、実際に男女共同参画推進費がここ数年の中では減額、さらに、女性活躍・ワークライフバランス推進費についても減額、女性デジタル人材・起業家育成事業費は約半分と大きく減っているという状況が分かりました。

内容については、担当の女性活躍推進部が答弁しておりましたけれども、あれ以上の答弁はできないであろうと思いますよ。これだけ減らされて、仕事ができなくなるといいますなんてことをここで言えるはずがないわけです。だから、頑張りますという答弁で終わったわけなんですよ。

私としてはこれだけ減っている予算の中で市長公約である施策の発展なんかできるはずがないというふうに思うのですが、それができるというのでしょうか、お聞かせください。

○小澤総合政策部次長 男女共同参画推進費、女性活躍・ワークライフバランス推進費、女性デジタル人材・起業家育成事業費については前年度から事業費が減っておりますが、これにつきましては、事業内容の精査や実施方法の変更、他の事業への移管等により減っているもので、いずれも効果的、効率的に事業を進めるための見直しに伴うものでありまして、私どもといたしましてはさらなる女性活躍の推進につながるというふうに考えております。

○金谷委員 よくそういうことが言えますよね。驚きます。

それに対して、新事業の若者総合相談事業費では1千700万円という大きな予算がついています。それ以外の今お示ししてきた男女共同参画推進費や女性活躍・ワークライフバランス推進費は100万円、200万と、今までよりも落ちていて、そういう数字の予算になっています。これが今回の機構改革による部の廃止による影響として予算を大きく減らした結果であるというふうに指摘したいと思います。

このように予算を大きく減らしておいて、さらなる女性活躍の推進につながるというのは、本当に論外、あり得ないというふうに思います。きちんとさらなる充実となる予算を組み立てる必要がある。補正予算などを考えていただかなければなりません。

それでは、ここで男女共同参画社会基本法について伺います。

理念をどう考えているのか、行革としてどう受け止めているのか、お聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 男女共同参画社会基本法における男女共同参画社会の形成についての基本理念といたしましては、同法の第3条から第7条までに規定されており、具体的に申しますと、男女の人権の尊重、社会における制度または慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調の5つとされており、当課といたしましても、男女が互いに人権を尊重し、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が重要であるというふうに認識しております。

○金谷委員 今、国の法律のことをお聞きいたしましたが、市でも条例を持っています。

旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例の理念、そして、それに対しての行革の受け止めをお聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例における基本理念につきましては、同条例の第3条から第9条までに定めておりますが、具体的に申しますと、男女の人権の尊重、社会における制度または慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、教育及び学習における男女共同参画への

配慮、性及び生殖に関する個人の意思の尊重及び健康への配慮、国際社会における取組の配慮とされており、当課としてもこれらの基本理念の実現に向けた組織体制の構築が重要であるというふうに認識しております。

○金谷委員 それでは、今回の機構改革において、その理念が十分に達成されていくと考えているのか、お聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 今回の機構改革におきまして、新たなこども・女性・若者未来部については、これまでの女性活躍推進部の使命や事業を受け継ぎ、さきに答弁いたしました基本法や条例の理念の実現に向けて取組を進めてまいります。特に、家庭生活と他活動の両立支援、教育学習における男女共同参画への配慮、性及生殖に関する個人の意思の尊重、健康への配慮といったものは、これまでの子育て支援部の取組と有機的に連携しやすい組織とすることでより一層の充実を期待しているところでございます。

○金谷委員 今、御答弁にありました新たなこども・女性・若者未来部の話、そして、法の理念でも家庭生活と他活動の両立支援やとあるわけですが、この家庭生活というのは子育てなんですか。家庭生活なんですよ。子どもがいなくても家庭生活はありますよね。何か勘違いをしていますが。子育て支援部と有機的に連携する、そういうふうには全然読めないんですよ。

それを都合よく捉え、今回のように子育て支援部に配置したのだから、そこをくつつけるような答弁をして、充実できるということなんです。法と条例では究極的に何を一番の目標とされているのか、これは固定的な性別役割意識の解消なんです。それを考えたとき、女活の今までの仕事を子育て支援部に置くということ自体が性別役割分業意識の助長になるんですよ。分かりますか。女性は子育てが重要だ、そうになっていくんじゃないですか。そういった問題点を指摘したいと思います。

これまで男女共同参画の法律や条例についてお聞きしてきましたけれども、そもそも行財政改革推進部に女性は子育てなんだという性別的役割分業意識があるんじゃないですか。だから、女性活躍推進部に置いて平気なんじゃないんですか。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 まず、家庭生活のことにつきましては、基本法及び条例におきましても、家庭生活の意味として、結婚や子育て、介護といったものが含まれるという規定になってございます。そして、私どもの認識ですけれども、決して役割分担を決めつけているというようなことはございまして、むしろ固定的な性別役割意識の解消を目指すものだというふうに思っております。

先ほども申しましたが、基本法におきましても、市の条例におきましても、家庭内の役割分担の見直しや両立支援について明記されておりますことから、家庭が意識改革の出発点と捉え、子どもの頃からの意識づけが次世代の固定観念を変えることにもつながるとともに、今回の機構改革がそういったことに逆行するものではないというふうに考えております。

○金谷委員 あきれて何も言えませんね。家庭生活の中で子育てというのは本当に一部分で、それを根拠にはできませんよ。今回、機構改革の課題についてやってきましたが、それをそうやって答弁してくることでそれを本当によくよく理解できました。今の行革の中での意識としては、やはり、女性は子育てをするものだという固定観念が根強く残っていたんですよ。それが表に出ちゃったというのが今回の機構改革になっているんだということがよくよく分かってきました。

何度も申し上げておりますけれども、女活を子育て支援部の一部として置くことは効果的ではありません。逆です。昔に戻っていきます。そういった意識が強くなってしまいます。昔からの女性は家庭で子育てすることが一番だという意識を助長していくんですよということを何回言っても認めない、そこがよく分かりません。

次に行きますけれども、子育て支援部に女性活躍推進担当が入るということで、今までと違って子どものいない女性や独身の女性が排除されてしまったように見えるんですよ。

対象から外れるというイメージは考えなかったんでしょうか。

〇梶山行財政改革推進部行政改革課長 女性相談につきましては、令和5年度に女性活躍推進部女性活躍推進課新設の際に移管される以前につきましては子育て支援部の子育て支援課において担当しておりましたが、その時期に特に支障があったという認識はございません。

新たな部で所掌する子ども、女性、若者はあくまで優劣のない並列な関係というふうに考えておまして、そのようなイメージを持たれることがないように工夫しながら市民周知に努めてまいりたいと考えております。

〇金谷委員 子育て支援部の中に配置されたことで、イメージづけは既にできてしまいました。払拭できません。

先日、国際女性デーに合わせて公表されたジェンダー・ギャップ指数についてもうちの会派の高橋紀博委員が指摘をして、さきの質疑を展開させていただきましたけれども、北海道は、政治を除く行政、教育、経済の3分野で、47都道府県中、ほぼ最下位で、その中でも特に行政が最下位なんですよね。旭川もその一端を担ってきましたよね。つまり、あなた方は本当に遅れているんです。

そういった認識を持っていますか。

〇梶山行財政改革推進部行政改革課長 ジェンダー・ギャップ指数の都道府県版につきましては、国が公表するデータを基に民間の団体が算出し、発表しているものというふうに承知しておりますが、これによりますと、北海道の状況については、委員の御指摘のとおり、芳しくない状況にあると認識しております。

こうした状況の改善は一朝一夕ではなし得ないというふうに考えておりますので、本市においては、新たなこども・女性・若者未来部をはじめ、関係部局が連携しながら改善を図っていく必要があると考えております。

〇金谷委員 男女共同参画は、国では内閣府の所管です。

旭川市でも、これまで、総合政策部政策調整課に担当課長を置き、先ほども機構改革の経過についてお示しいただきましたけれども、そういった中で総合政策的に旭川市でも全ての市の事業に対して女性活躍や男女共同参画を取り入れていかなければいけないという議論が議会であって総合政策部に設置されてきたという経過があるわけです。今いらっしゃる方がそれを知っているのか、知っていないのか、分かりませんけれどもね。

そんな中で、今回、機構改革の検討するに当たって行革では総合政策部との検討は行ったのでしょうか。何回、どのような議論を行ってこのような結果になったのか、お聞かせください。

〇梶山行財政改革推進部行政改革課長 機構改革全体につきましては、全部局に対する調査ヒアリングを2度実施し、個別の課題に関しては、都度、関係部課で協議してまいりました。

御質問にあります総合政策部、女性活躍推進部及び当部が一堂に会する会議体までは持っておりませんが、市長及び3副市長との協議を行う中で確認を行いながら新たな組織体制について構築を図っていたところでございます。

また、調査ヒアリングにおいて、女性活躍推進部が業務執行体制や他部局との連携などに課題を感じている旨は把握しており、かつて、総合政策部に属していた時期と比較して、相談業務といった実働の部分を補っていることも踏まえて、以前の所属に戻すよりもより効果的になるよう、別の部局との連携も検討した結果、こども・女性・若者未来部で一体的に取り組むこととしたところでございます。

○金谷委員 この部分については、これまでの経過をきちっと踏まえたり、その後のことも考えたというふうにはあまり見えません。単に数合わせをして、女性活躍推進部、女性活躍推進課という1部1課をなくすという中でここに入れ込んだというふうに見えるわけです。

それでは、今度、新しい時代ということで、女性活躍推進法というネーミングが部の名称になるわけなんですけれども、この推進法の理念これについてどのように受け止めているのか、さらに、この直前、今もそうですけれども、単独の部、そして、単独の課を設置していた理由についてどう考えているのか、お聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 女性活躍推進法は、働く女性が個性と能力を十分に発揮し、意欲を持って職業生活を送れる社会の実現を目指しているものというふうに認識しております。

令和5年度に設置いたしました女性活躍推進部につきましては、こうした理念を踏まえた市長の公約に基づき、男女共同参画を推進させることを目的に設置したものでございます。

○金谷委員 この法律自体が10年延期されて、2036年まで続くということで、今、さらに充実させていかなければいけないということなんですけれども、女性活躍推進法の理念、そして、それによっての女性活躍推進部の設置、そのように進んできたはずであったにもかかわらず、なぜ子育てなのか、子育てとの両立を目指してきたのか、そこだけに特化していたのですか、おかしいではありませんか。

推進法の理念は、働く女性が個性と能力を十分に発揮し、意欲を持って職業生活を送れる社会の実現を目指していて、子育てはどこにも入ってないんですよね。法律と全然連携もしていなければ、有機的につながりもしないですよ。

これがおかしいということが、今、行革と議論をさせていただいている最大の理由であります、その点についてどう考えるのか、お聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 先ほど答弁いたしましたとおり、女性活躍推進部は、女性活躍推進法の理念を踏まえた市長公約に基づき設置したものであり、また、現在の部の事務分掌が男女共同参画に関する事項としておりますので、子育てありきですとか、子育ての両立支援のみを志向したものではございません。

○金谷委員 そうであれば、なぜ子育て支援部なのかというところは本当に疑問が残ったままです。

女性活躍推進法とはちょっと違う法律で、次世代育成支援対策推進法があります。皆さんの中ではこちらの感覚で、女性活躍推進法を次世代育成支援対策推進法と間違っているのではありません

か。だから、子どもということが出てきて、子育て支援部に入れていて、それで当たり前みたいな感覚があるというふうに思うのですが、本当に女性活躍推進法をきちっと把握しているのでしょうか。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 女性活躍推進法の理念についてでございますけれども、近年、女性の職業生活における活躍が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定めること等により、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化、その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的として制定されておきまして、同法においては確かに子育てとの両立支援に係る規定はございませんけれども、同法の第2条におきまして、女性の社会生活における活躍の推進は、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護、その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために、必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能になることを主として行わなければならない、また、女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意しなければならないといった基本原則が定められているところであるというふうに認識しております。

○金谷委員 女性活躍推進法の中の一部の家庭との関連のところだけを理由に、できる可能性があると思って答弁しているというのは分かりますけれども、かなり無理があると思います。もともとは、職業での活躍ということで、民間企業の部分で社会の構築を目指しており、子育てではないわけなんですよ。

それでは、4月からの機構改革において女性政策を担当する単独の課の設置を求めたいと思いますが、そう見直す考えはありますか。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 現時点におきましては、新たな女性・若者応援課において女性活躍推進課の取組を引き継いでしっかりと取り組んでいけるものというふうに考えておりますが、今後、取組を進める中で必要に応じて組織の在り方について改めて検証し、検討していくべきものと考えております。

○金谷委員 必要に応じて在り方は改めて検証すると。これだけ議論しても受け止めるという気がないというふうに見えるわけなんですけれども、今回、子育て支援部の中に女性・若者応援課を配置していくことによって子育ては女性に担わせるものというイメージが強くなります。大きな問題だと思います。

女性活躍推進法の理念に基づくと職業活躍に特化した政策を進めなければなりません。このとき、結婚していない女性や結婚していても子どもがいない女性を含め、全ての女性について政策的にこれを構築する社会を目指す政策をつくらなければなりません。にもかかわらず、女性活躍推進の発展という言葉遊びのような答弁によって子育て支援部の中に配置することは大きな問題だと思います。

これに対して答弁を求めます。

○浅利行財政改革推進部長 今回の機構改革についてで、まず、機構改革全般に言えることでござ

いますけれども、少子高齢化の時代にありまして、持続可能な行政運営を維持、向上していくためには、当然ながら、機能集約、あるいは、組織を大きくりにすること、そして、そこに機動力を持たせることが必要になってくるわけでありまして、それらを意識した機構改革を実施してきたものでございます。

こちらにつきましては、今現在、委員が課題認識として持たれております女性活躍推進部についても同様に考えておりまして、男女共同参画の推進を所掌事務としている中で、その実現のためにこれまで様々な事業を行ってきたわけでありますけれども、今後においてもさらにその取組を進めていくことに加えまして、国においても重点的に進めております子どもの育成環境整備について、国の考え方に基づいて連動させることによりまして、国が目指している男女ともに働きながら家庭や育児を楽しめる社会、あるいは、女性の活躍の実現を本市としても目指すことができるものというふうに考えております。

今回、委員から多くの質疑をいただきましたけれども、このたびの機構改革につきましては、実際に新たな組織体制で業務を行っていくスタート地点にまだついておりませんので、その結果について評価できる時期あるいは状況にはないというふうに考えております。

そういったことから、さきの第4回定例会でも御答弁申し上げましたけれども、機構改革については、唯一の解というものはなくて、その時代、時代でも当然ながら正解が異なってくるというふうに認識しておりまして、かつて、女性と若者が同一化されていたような時代がございましたけれども、取り巻く社会環境や意識もその頃と変化しております。そういったことから、その時代への逆戻りというようなお話もありましたが、そういったものではないというふうにも考えております。

ただ、依然として、委員の御指摘のとおり、固定的な性別の役割意識がまだまだ残っているということは私どもも認識しておりまして、その解消のためにもこれまで以上に取組を推進していく必要があるというふうに思っておりますし、このたびの機構改革に伴う組織の大きくくり化などによって課題を共有化し、連携効果を高める中でより実効性の高い取組を進めていかなければならないというふうに考えております。

○金谷委員 部が機構改革によって27部から22部になり、担当部長は8人から6人になり、この機構改革は何のためかという、持続可能な行政運営のためであるというふうに示されてまいりました。そうしたことから、今回の女性活躍推進部の廃止は持続可能な行政運営のために優先順位が低かったというふうにそちらが判断したのだなというふうに見えるわけです。

女性活躍推進部が廃止され、子育て支援部の中に配置される、このことには大きな問題があります。今日もお示ししてまいりましたが、1点目は固定的な性別役割分業のイメージをさらに助長すること、2点目は本来の女性活躍推進法の理念とは離れている内容であること、3点目は古い時代に逆戻りするとなることで、子ども、女性を一緒にするという部分は到底受入れられません。これまでの総合政策部の中に配置してきた経過とも逆行しています。今になって子育ての中に入れる。でも、一時期は総合政策部のところにあったわけですよ。

重視してこなかった、その結論が今回の女性活躍推進部の廃止、そして、子育て支援部への配置で、改めて見直すことが必要です。さらに、単独の課の設置を求めたいと思います。副市長の答弁を求めます。

○榊井副市長 これまでの行財政改革推進部からの答弁で今の論点については大体答え切っている

ところもあるかと思いますが、改めて私から補足的に御答弁をさせていただきますと、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法は、少子化社会問題への対応という共通背景を持ちながら、女性活躍推進法が職場における女性キャリアの形成に、次世代育成支援対策推進法が地域全体での子育て環境整備にそれぞれ焦点を当てた補完的な関係に当たり、国は、双方の法律に基づく取組を連携させ、女性の社会進出と育児支援を両立する環境整備を進めることで少子化対応、働き方改革、男女平等の実現を目指しているところでございます。

例えば、連携している事例といたしましては、相互の法律に基づいて別々に一般事業主行動計画を立てることになっておりますけれども、国においてはその行動計画を一体的に作成することを可能としていることも指針で示しておりますし、また、その届出についても一体的な様式の中でできるといったようなことをもちまして相互の取組が連動することも可能であるといった環境整備を進めているところであり、本市においても両方の行動計画を連動させることでより効果的な施策展開が期待できることから連動しやすい組織が望ましいというふうに私自身は考えているところでございます。

また、公務員の組織全般に言えることでございますけれども、基本的には課を最小構成として所掌事務を規定しますことから、それぞれの課が一つの会社のような形となり、その課で事業を1から10まで全てやり切るといったような組織体系になりがちでございます。組織の構造や分類する学問もありますけれども、そういった中で言うと、一般的には事業部制組織と言われておりまして、その特徴を有している感じになるのかなと考えております。

事業部制組織というのは独立組織として機能する組織形態でございますことから、意思決定が迅速に進められることがメリットとして示されてございますけれども、複数の組織とのセクショナリズムの問題が発生しやすいというデメリットも指摘されているところでございます。

市役所内でこういった事業部制組織のデメリットの特徴を直ちに全て解消することはなかなか難しいところでございますけれども、組織を変更する際には、今回のように所掌事務の大きくくり化を試みることは、デメリットの部分を解消する意味では非常に重要なことであって、市役所全体のパフォーマンス向上につながるものと考えます。

一方で、委員からも今回いろいろな御懸念がございましたけれども、それについては、我々市の職員も一丸となってそういったものを払拭できるように業務執行に当たるとともに、今回、大きくくり化をすることで、先ほど言ったデメリットの解消にもつながりますので、より働きやすい環境となる中で業務を遂行でき、より質の高い市民サービスが期待できるものと考えているところでございます。

繰り返しになりますけれども、懸念されたことが実態として生じているか否かについては改めて検証し、その結果に対応し、市民サービスが向上されるような組織形態を目指していきたいというふうに考えております。

○金谷委員 副市長から、るる、法の解釈やその中での行政運営の考え方等もお示しいただきましたけれども、最後まで聞いてきて、やはり、施策の発展が実現できると思えませんでしたし、最後まで議論をさせていただいてもなかなか納得できるものではなかったように思うんですね。そうはいっても、この中で今後の見直しというところも考えていただかなければなりません。

今のお話を聞いていますと、今回、女性活躍推進部を廃止して単独の課もなくした上で子育て支

援部の中に若者と一緒に配置をすることによって女性活躍のさらなる発展が望める、そういうふう
に言っているんですけども、それは本当に全く無理があると指摘をしようと思います。

これをすぐに変更することを考え、今、ここで結論が出る内容ではないというのは分かりますけ
れども、これについての次の見直し時期はいつか、確認したいと思います。

○浅利行財政改革推進部長 組織体制の見直し自体は毎年行っていかなければならないものと考え
ております。

今回は、たまたま非常に大きな機構改革をしたところでございますが、毎年、毎年、それぞれの
組織課題、あるいは、持っている業務に関する課題やそれに対する解決の手法をそれぞれの部局で
も当然ながら考えていくとは思いますが、我々、全体を扱っている立場としても、それぞれの部局
の課題を共有させていただいて、事務あるいは業務がよりしやすいような組織体制に見直していかな
ければならないというふうに考えております。

これが何年後とか、そういうことではなく、毎年、毎年、時代に合った、課題に合った体制にし
ていく必要があるということなので、この時期にやるとか、この時期にはやらないとか、そういう
状況にはないというふうに考えております。

○金谷委員 毎年、組織は見直さなければいけない、そこまではお聞きいたしました。

実際に業務をやってみて、必要に応じて見直さなければいけないとこれまでも何度も答弁があっ
たわけですけども、その中で私が今日見る指摘をした市民にとっての女性活躍の実現に対しての
内容をまずは受け止めていただかないといけないというふうに思います。

いつまでも子育て支援部の中への配置にこだわっていただくわけにはいかないわけなんですよ
ね。それは子育ての中でやればいいですし、福祉も含めてやればいいんです。女性活躍推進という
のは、基本的にそこが重点ではないんですよ。だから、その部分もしっかりと受け止めながら、
実際に相談業務がこうだから、そこで連携もあるから、そういうことが一番大事なことはないん
です。もっと大きなところからこれを受け止めていただいて、旭川市のジェンダー・ギャップ指数
を上げていくという考え方を行政としても持ちながら、女性活躍の推進につながるような新たな組
織の見直しを行っていただきたいと指摘をして、ここについては終わりたいと思います。

それでは、最後の項目の中核市サミットについて伺ってきたいと思います。

中核市サミット開催に当たって計上しています開催事業費について、まず、概要を御説明くださ
い。

○菊地総合政策部政策調整課主幹 中核市サミット開催事業費につきましては、開催に係る委託料
や講演会の講師に対する報償費など、2千350万1千円を計上しております。

財源の内訳といたしましては、中核市市長会からの負担金が760万円、地域づくり総合交付金
が500万円、いきいきふるさと推進事業助成金が100万円を見込んでおり、残りは一般財源等
で990万1千円となっております。

○金谷委員 それでは、お聞きいたしますが、中核市サミットとはどのような会議でしょうか。

○菊地総合政策部政策調整課主幹 中核市サミットは、人口20万人以上である全国62市の中核
市が連携して中核市共通の課題について議論し、その成果を発信する場として平成8年度から開催
されております。

また、毎年度、開催市を変えながら実施され、開催市の特色ある取組や地域の魅力を全国に発信

する貴重な機会となっており、令和8年度は30回目の開催となります。

○金谷委員 中核市サミットについて、参加する予定となっているのはどういった人たちでしょうか。

○菊地総合政策部政策調整課主幹 参加予定者につきましては、中核市の市長、議員、職員に加え、総務省、全国市長会、全国市議会議長会、中核市議会議長会などからも来賓をお招きし、約600人の来場を見込んでおります。

○金谷委員 これまで行われてきたこのサミットの開催によって、中核市の間でどのような課題を共有し、それに対してどのような成果が得られたのか、お聞かせください。

○菊地総合政策部政策調整課主幹 例年、中核市サミットに向けて、当該年度当初から各プロジェクトチームに分かれて、それぞれ中核市が抱える共通課題について検討を行い、その成果を取りまとめ、各市の市長等の参加者に発表する場がサミットとなります。

今年度は、中核市が抱える共通課題について、3つのプロジェクトにおいて検討を行ってきたところであり、本市は、その一つの子どもの学びの環境充実に向けた取組検討プロジェクトの幹事市なり、いじめや不登校に係る課題や国に対して求める支援策などについて検討を行い、10月末に福井市で行われたサミットにおいて提言として発表を行いました。

その後、11月には、大臣や国会議員等に対し、要望活動を行い、令和8年度の文部科学省の予算にも反映されたところでもあります。

今回、プロジェクト会議を通じて議論を深めたことにより、来年度に設立を目指している（仮称）いじめ防止対策首長連合発足に向けた流れをつくることができたことも成果として挙げられるところでもあります。

○金谷委員 新年度は中核市サミットを本市で開催することとなりましたが、その経緯について御説明ください。

○菊地総合政策部政策調整課主幹 中核市サミットは、毎年度、希望により開催市を決定しており、今回のサミットに当たっては、本市から立候補し、北海道初の中核市サミットが開催されることとなりました。

サミットの開催地となることにより、本市の魅力やデザインによるまちづくりなど、本市の特徴的な取組を全国に紹介できる貴重な機会となるほか、経済効果も大きいものと考えております。

○金谷委員 予算が2千350万円余りということです。600人の参加が見込まれるということも分かりました。

それでは、具体的に経済効果は見込まれているのでしょうか、御説明ください。

○菊地総合政策部政策調整課主幹 来年度の中核市サミットの開催時期は、観光的にはオフシーズンとなる10月下旬の10月29日、30日に開催する予定であり、約600人の参加が見込まれますので、宿泊や飲食、お土産など、多くの経済効果も生まれると考えております。

大変概括的で単純な試算とはなりますが、例えば、宿泊については、600人の方が1泊1万2千円の宿泊施設に2泊すれば、1千440万円の直接効果となり、加えて、食事代やお土産等で仮に1人で2万円を使うとすれば、600人分で1千200万円となり、宿泊代と合わせて2千640万円の経済効果となると考えております。

○金谷委員 少なくとも予算の分くらいは経済効果は見込めるといった御答弁だったと思います。

それでは、本市で中核市サミットを開催することによって、中核市同士ではどのような課題を共有し、今後どのような成果を得ようと考えているのでしょうか、お聞かせください。

○高橋総合政策部次長 来年度につきましては、新たに、持続可能な社会保障の在り方プロジェクト、国と地方の在り方検討プロジェクト、多文化、多様化、共生社会の実現に向けた取組検討プロジェクトの3つのプロジェクトが立ち上がる予定であり、それぞれの分野の課題等を協議し、提言策をまとめ、本市でのサミットにおいて成果として発表される予定となっております。

このそれぞれのプロジェクトの場に本市の関係部署の職員にも参加してもらうことで各種の取組や課題等への対応についての知見を得る機会となり、また、その後の情報交換のきっかけや関係づくりにつながると考えております。

○金谷委員 それでは、本市の中核市サミットについて、現時点での計画内容をお示してください。

○高橋総合政策部次長 来年度の中核市サミットであります中核市サミット2026 in 旭川につきましては、旭川市民文化会館や市内ホテル等を会場として開催する予定でございます。

主な内容といたしましては、「30年の歴史に感謝～中核市の新たな挑戦“62CITY PRIDE”～」をテーマに、全体会議であります中核市市長会議や各プロジェクト会議等を開催いたします。

開会式では、陸上自衛隊第2師団の御協力を得て、第2音楽隊の演奏等により花を添えていただく予定であり、その後に開催する著名人による講演会や夜に開催するレセプションには、各市からの参加者だけではなく、市民や企業、団体の方などにも参加いただけるよう準備を進めてまいります。

また、せっかく日本全国から大勢の方にお越しいただくことになりますので、本市の歴史や魅力をお伝えするため、視察先として、デザインセンターや旭山動物園、北鎮記念館などを見学いただくことも検討しているところでございます。

○金谷委員 市民も参加できる講演会の予定、そのように答弁がありましたが、参加できる人数に限られるのではないのでしょうか。市民が参加するということに意味や効果はあるのでしょうか。

○高橋総合政策部次長 本市で開催いたします中核市サミットにおきましては、市民の方をはじめ、市と連携協定を結んでいる企業の皆様や団体の方にも御参加いただく旭川市独自のスタイルで行いたいと考えております。

開会式や講演会につきましては、文化会館の大ホールで行うため、定員は約1千546名となりますが、参加者が大体600名、職員等の関係者が約200名程度と想定いたしますと、残りの746席についてはできるだけ多くの市民の皆様に御参加いただけるようにしたいと考えております。

これまでのサミットでは参加者と開催地の市民との交流につきましては限定的でございましたが、本市でのサミットにおいては、市民や企業等の皆様との交流の機会を創出することにより、例えば、他自治体と企業との新たなつながりが生まれたり、市民から、直接、旭川の魅力を参加者にお伝えいただくことにより交流が深まり、参加者にとって印象深いサミットとなるのではないかと考えております。

○金谷委員 市民や企業との交流の機会の創出と簡単に言っていますが、果たしてそういうことで交流が深まるのでしょうか。あまりイメージがしづらいのですが、これが旭川方式といいま

すか、新たな取組というような御説明だったというふうにお聞きをしておきます。

今の御説明内容ではこのことで成功に導かれるのかなという疑問が残りますので、実際にどのような市民が参加するニーズや意欲を持っていただける対象となるのか、対象者の数は限られておりますし、そういったところは十分に検討の上で組立てをしていかなければならないと思います。

中核市サミットを本市で開催する意義についてどう考えているのか、また、どのようなサミットにしていきたいとお考えなのか、お聞かせください。

○熊谷総合政策部長 中核市サミット2026 in 旭川は、日本最北の中核市である本市において、北海道で初めて開催される中核市サミットであります。

全国の中核市から、市長、議員、職員の皆様が本市を訪れることから、経済効果が大いに期待されるばかりではなく、旭川のみならず、北海道の魅力と文化を発信する、そして、全国に紹介できる大変すばらしい機会であると考えております。

今回のサミットは、旭川独自の取組として、講演会などに市民の皆様にも参加できる旭川スタイルで行ってまいります。このように、多くの市民の皆様にも御参加いただき、全国からの出席者との交流を深めていただけるものとなるよう、今後も検討を進めてまいりたいと考えております。

今回のサミットの開催を通じて、中核市制度の発足から30年を超える歴史を踏まえつつ、新たな課題に対応する中核市の姿を本市から全国に発信することができるよう、しっかりと準備を進めてまいります。

○江川委員長 それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日の分科会は、これで散会いたします。

散会 午後4時42分